

---

令和5年大和町議会3月定例会議会議録

---

令和5年3月3日（金曜日）

---

応招議員（18名）

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

---

出席議員（17名）

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	16番	大須賀啓君
7番	馬場良勝君	17番	槻田雅之君
8番	千坂博行君	18番	高平聡雄君
9番	今野善行君		

欠席議員（1名）

15番	馬場久雄君		
-----	-------	--	--

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	農林振興課長	遠 藤 秀 一 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	商工観光課長	浅 野 義 則 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	都市建設課長	亀 谷 裕 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	上下水道課長	野 田 実 君
総 務 課 長	千 葉 正 義 君	教育総務課長	文 屋 隆 義 君
財 政 課 長	菊 地 康 弘 君	生涯学習課長	瀬 戸 正 昭 君
町民生活課長	阿 部 昭 子 君	総 務 課 危機対策室長	児 玉 安 弘 君
福 祉 課 長	蜂 谷 祐 士 君	公 民 館 長	村 田 晶 子 君

事務局出席者

議会事務局長	櫻 井 修 一	次 長 兼 議事庶務係長	相 澤 敏 晴
主 任	渡 邊 直 人		

---

議事日程〔別紙〕

---

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

---

午前9時58分 開 議

議 長 (高平聡雄君)

おはようございます。

関係者がおそろいですので、再開させていただいてよろしいでしょうか。

本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (高平聡雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番今野信一君及び6番犬飼克子さんを指名します。

---

日程第2「議案第30号 令和5年度大和町一般会計予算」

日程第3「議案第31号 令和5年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計予算」

日程第4「議案第32号 令和5年度大和町介護保険事業勘定特別会計予算」

日程第5「議案第33号 令和5年度大和町宮床財産区特別会計予算」

日程第6「議案第34号 令和5年度大和町吉田財産区特別会計予算」

日程第7「議案第35号 令和5年度大和町落合財産区特別会計予算」

日程第8「議案第36号 令和5年度大和町奨学事業特別会計予算」

日程第9「議案第37号 令和5年度大和町後期高齢者医療特別会計予算」

日程第10「議案第38号 令和5年度吉岡西部土地区画整理事業特別会計予算」

日程第11「議案第39号 令和5年度大和町下水道事業会計予算」

日程第12「議案第40号 令和5年度大和町水道事業会計予算」

議 長 (高平聡雄君)

日程第2、議案第30号 令和5年度大和町一般会計予算から日程第12、議案第40号 令和5年度大和町水道事業会計予算までを一括議題とします。

ここで、昨日説明がありました令和5年度大和町一般会計予算について、説明に関する訂正並びに資料訂正の申出がありましたので、説明を求めます。総務課長千葉正義君。

総務課長 (千葉正義君)

おはようございます。本日もよろしくお願いいいたします。

大変申し訳ございませんでした。昨日、説明いたしました一般会計予算の議会費の部分で一部誤りがありましたので、おわびと訂正をさせていただきます。

予算に関する説明資料31ページをお開き願います。

この中で18節交付金の政務活動費と資料のほうにはございますが、私、誤って政務調査費と説明してしまいました。大変申し訳ございません。おわびと訂正をお願いします。

議 長 (高平聡雄君)

財政課長菊地康弘君。

財政課長 (菊地康弘君)

お時間をいただきありがとうございます。

令和5年度各種会計予算及び予算に関する説明書ですが、字句等に誤りがございました。大変申し訳ございませんでした。訂正をお願いいたします。

2か所ございまして、まず14ページをお願いいたします。

下の表の1款町税2項固定資産税でございます。

訂正箇所でございますが、説明欄の3行目でございます。

家屋課税標準額算定でございます。金額が8億4,960万1,000円となっておりますが、正しくは10億30万3,224円の誤りでございました。

議 長 (高平聡雄君)

暫時休憩します。

午前10時02分 休憩

午前10時03分 再開

議長 (高平聡雄君)

再開します。財政課長菊地康弘君。

財政課長 (菊地康弘君)

失礼いたしました。こちらの説明欄の3行目でございます。

正しい数字が、1,003億322万4,000円の誤りでございました。

この金額の訂正によりまして、5行目の合計課税標準額(土地・家屋・償却)につきましては、訂正後の金額が2,687億3,250万1,000円となります。数字につきましては、2、6、8、7、3、2、5、0、1,000円でございます。

また、次の行の算出税額は上の行の合計額に1.4%が乗じられますので、訂正後の金額が37億6,225万5,000円となります。3、7、6、2、2、5、5でございます。

次に、この3行下でございます生活保護等減免は三角がつきました54万7,000円の減となっておりますが、正しくは三角がつきました54万9,000円の減となります。

次の行の調定見込額につきましては、こちらに記載の30億2,715万8,000円に変わりはございません。この調定見込額と下の2節の調定見込額を加算いたしますと、左側でございます本年度予算額の30億3,715万8,000円と一致します。

この説明の欄につきましては職員が手作業で入力しておりまして、数字の積み上げを入力する際に誤った金額を入力してしまいました。なお、説明欄から左側の欄は各課で入力した金額がそのまま載ってきておりますので、こちらに誤りはございません。

次に、16ページをお願いいたします。

表の2つ目でございます。

1款町税6項都市計画税でございます。

右側説明欄の5行目をご覧ください。算出税額でございます。

こちらは1行上の合計の課税標準額に0.2%を乗じて算定されるものですが、正しい金額は2億9,333万2,000円となるものでございます。

次の行ですが、生保等減免税額は、正しくは三角がつきました2万5,000円の減となるものでございます。

一番下の調定見込額に変更はございません。

大変申し訳ございませんでした。重ねておわび申し上げます。どうぞよろしくお願い  
いたします。

議 長 （高平聡雄君）

ただいま訂正に関する説明がありましたが、お手元の資料の訂正については後ほど  
事務局長から説明させます。

それでは引き続き、議案第30号について提出者の説明を求めます。商工観光課長浅  
野義則君。

商工観光課長 （浅野義則君）

それでは、予算に関する説明書の73ページをお開き願います。

6款1項商工費でございます。

1目商工総務費は、職員の人件費に係るものでございます。

次に、2目商工振興費、商業及び工業の振興、企業誘致活動等に係る経費でござい  
ます。

7節は、企業等連絡懇話会の際の講師謝礼。8節は、企業訪問及び東京、名古屋で  
開催されます宮城県企業立地セミナーへの参加に係る職員の旅費。10節消耗品費は、  
コピー代や事務用品、企業誘致のための訪問時のお土産代など。食糧費は、企業等連  
絡懇話会に係るものでございます。

74ページをお願いいたします。

印刷製本費は、オープンファクトリー、工場見学、企業説明会等資料印刷代。11節  
手数料は、企業立地セミナー等に着用するはんてん等クリーニング代。保険料は、オ  
ープンファクトリー、工場見学会参加者の保険料。12節は、仙台北部中核工業団地の  
のり面及び中央公園内歩道等の除草業務、黒川地域産業説明会プロジェクター等設置  
に要するもの。13節は、オープンファクトリー、工場見学会参加者送迎用バス借上げ  
代、企業訪問の際のレンタカー使用料及び自動車道路通行料。18節の負担金は、町中  
小企業振興資金信用保証料補給金、仙台北部中核都市建設連絡協議会、中小企業の海  
外支援のための日本貿易振興機構仙台貿易情報センター事業運営負担金、県企業立地  
セミナー実行委員会の負担金でございます。補助金につきましては、くろかわ商工会  
の事業費補助金、割増商品券発行事業への助成、商店街担い手育成支援事業として大  
和まるごと市、テイクアウト祭りへの助成、町中小企業振興資金等利子補給、地域で  
がんばる事業者応援事業費として商品開発、店舗等のイメージアップ、空き店舗等活

用支援のための補助、町小規模事業者経営改善資金融資に対する利子補給。企業立地奨励金は、大和リサーチパークに立地いたしました企業2者に対し、企業立地奨励金2件、用地取得奨励金1件を交付するものでございます。20節、21節につきましては、町中小企業振興資金の預託金及び損失補償料でございます。

次に、3目観光費でございます。

観光の振興、観光施設の維持管理、まほろば夏まつりやお立ち酒全国大会のほか、町の物産振興を図るための大和町観光物産協会への助成や各種イベントに対する助成に要する経費でございます。

7節は、船形山登山道自然遊歩道の倒木伐採等作業及び升沢避難小屋、七ツ森遊歩道等の管理に要する報償金。8節は、静岡県島田市で行われる島田髷まつりに参加する職員及び島田飴伝承会会員分の旅費。10節消耗品費は、各種イベント用に要します消耗品等のほか、旗坂野営場等施設管理用消耗品代、レンタサイクル事業及びスタンプリヤリー事業消耗品等。燃料費は公用車の燃料代。

75ページをお願いいたします。

印刷製本費は、観光ガイドブック、七ツ森散策マップ、まち歩きガイドブック等の増刷。光熱水費は、旗坂野営場公衆トイレの電気料。修繕料は、施設の小破修繕のほか、旗坂野営場取水口修繕、七ツ森生産直売所入り口階段修繕に係るものでございます。11節手数料は、旗坂野営場の水質検査手数料及びアサヒナサブロー着ぐるみ等のクリーニング代。火災保険料は、七ツ森陶芸体験館等観光施設に係るもの。自動車損害保険料は、公用車の任意共済保険料。保険料は、尾花沢花笠おどり等祭り参加者の保険料及びレンタサイクル賠償責任保険料等でございます。12節の業務委託は、七ツ森陶芸体験館、七ツ森ふれあいの里、四十八滝運動公園、ダイナヒルズ公園の4施設に係る指定管理料のほか、ダム周辺公園等集散施設及び南川ダム資料館の管理業務、自然遊歩道等の除草業務、商標登録6品目の更新業務、大和町観光案内業務、観光PRバスツアー実施業務などに係るもの。測量・設計・施工・監理委託につきましては、四十八滝運動公園内に新設予定のトイレの実施設業務に係るもの。施設・備品管理委託は、旗坂野営場の浄化槽、給水を含めた施設の維持管理に係るものでございます。13節の会場借上料は、船形山入山届冬期専用ポスト設置小屋及び吉岡宿本陣案内所に係るもの。機械借上料は、本陣案内所ほか2施設に設置したAEDリース代。車借上料は、尾花沢花笠踊り等への参加送迎用のバス借上料。有料道路通行料は、花巻石鳥谷まつり参加の際の高速道路通行料でございます。14節は、四十八滝運動公園に設置する遊具の新設工事、同公園内水道管交換工事、七ツ森陶芸体験館室内防水工

事、同じく電気ガス窯入替え工事及び電気ガス配管接続工事、旗坂野営場炊事場屋根修繕工事に係るもの、七ツ森ふれあいの里バンガロー修繕工事、観光案内標識板交換工事、七ツ森遊歩道看板修繕工事に係るものでございます。15節は、蛇石せせらぎ公園未舗装駐車場等の補修用碎石代。17節は、レンタサイクル「サブちやり」電動自転車2台増台分。18節負担金は、県立自然公園船形連峰御所山連絡協議会ほか4団体への負担金、防火管理者資格取得講習会2名分の講習負担金。補助金につきましては、町観光物産協会、お立ち酒全国大会実行委員会ほか3実行委員会等への助成でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

都市建設課長 亀谷 裕君。

都市建設課長（亀谷 裕君）

続きまして、76ページ、7款土木費でございます。

1項1目土木総務費でございます。

道路台帳の作成及び修正業務などのほか、各種協議会の負担金等の土木管理費、国土調査などの用地対策費に要します費用でございます。

1節は、窓口業務補助員といたしましてパートタイム会計年度任用職員に要します費用でございます。8節は、パートタイム会計年度任用職員の交通費に要します費用。10節のうち消耗品費は、法令の追録、積算資料等参考図書購入のほか、計測用巻尺等の購入費用。食糧費は、用地協議及び計画説明会など開催時のお茶代に要します費用でございます。11節は、携帯電話4台分の通信料及び使用料。12節は、保福寺支線ほか道路改良工事の完成に伴います道路台帳修正を含みます6路線4.1キロメートルの道路台帳作成及び修正業務及び国土調査の誤訂正などに要します費用でございます。13節は、都市建設課用務の際の会場借上料、会議先進地視察時の有料道路通行料及び駐車場使用料のほか、建設物価調査会などの著作権使用料、積算システム及び図面コピー機の借上料に要します費用でございます。15節は、用地境界プレート購入に要します費用。17節は、経年劣化いたしました携帯電話3台の更新に要します費用でございます。18節は、宮城県道路協会、77ページをお願いいたします。ほか9団体への各負担金に要します費用でございます。

続きまして、2項1目道路維持費でございます。

道路、側溝、舗装の修繕、街路樹の剪定や除草、道路維持作業車の管理のほか、道路維持管理及び街路灯、バスターミナルの管理並びに除雪等に係ります費用でございます。

10節のうち消耗品費は、土のう袋や除草剤など道路維持作業資材のほか、3.5トンダンプ道路パトロール車等公用車両の消耗品などに要します費用。燃料費は、道路維持管理車両及び機械などのガソリン代。光熱水費は、街路灯、バスターミナル等に係る電気料及び上下水道料に要します費用。修繕料は、公用車などの車検代や修理代及び街路灯修繕のほか道路等の小破修繕などに要します費用でございます。11節のうち手数料は、道路維持作業の際に発生いたしました残材の処分料及び3.5トンダンプ1台、パトロール車2台、計3台の車検時の印紙代。火災保険料は、バスターミナルの待合所等の火災保険料。自動車損害保険料は、都市建設課所管車両、作業機械などの自動車損害賠償責任保険料及び任意保険料に要します費用でございます。12節は、道路維持管理業務、植樹帯の除草業務、街路樹の剪定業務に要します費用のほか、吉岡東地区内街路樹値上がりに伴います樹木の伐採業務、側溝と堆積土砂の撤去業務、バスターミナル待合所の清掃、警備、除草業務、1か月分相当の春季除雪に要します費用でございます。13節は、南青木柴崎線ほか2路線の土地の借上料でございます。14節は、舗装修繕工事といたしまして、山下大沢線、東車堰線の2路線及び天皇寺排水路整備に伴います舗装擦り付け工事。側溝修繕工事は、裏街道線、大崎線、長丁線の3路線を、道路修繕工事は、衡南松坂平線のり面修繕及び部分道路補修等に要します費用でございます。15節は、碎石、山砂、アスファルト合材などの道路維持補修資材及び道路付属物の資材購入に要します費用でございます。

78ページをお願いいたします。

26節は、3.5トンダンプ1台、パトロール車2台、計3台の自動車重量税でございます。

続きまして、2目道路新設改良費でございます。

単独事業、国土交通省補助事業、防衛省補助事業、令和5年度から新たに実施いたします新最終処分場関係事業に伴います道路改良事業等に係るものでございます。

10節は、コピー代及び図面用ロール紙購入代並びに一般事務用品などに要します費用でございます。12節のうち国土交通省補助事業は、御紙屋橋を含みます30橋の橋梁定期点検及び宮前橋を含みます41橋の橋梁長寿命化修繕計画策定業務や、悟溪寺橋橋梁修繕工事及び（仮称）下草橋上部工架設工事に係ります積算施工管理業務のほか、橋梁長寿命化修繕計画に基づき補修を行う予定の簀垣橋、魚板橋、魚板歩道橋の橋梁

補修設計調査業務に要します費用でございます。防衛省補助事業は、松坂平1号線舗装改良に係ります測量及び詳細設計業務。単独事業は、小野小学校東側でございますもみじヶ丘幹線4号線の歩道等改良を予定しておりますことから、現地測量及び基本設計業務の実施。最終処分場関係事業といたしましては、幕柳大平線側溝整備を含む道路改良に係ります測量及び基本設計業務に要します費用でございます。14節のうち国土交通省補助事業は、悟溪寺橋修繕工事の継続と（仮称）下草橋上部工架設工事及び舞野側、下草側への取付道路工事。防衛省補助事業は、天皇寺地区ほか排水路整備工事の継続と雷神線の道路改良工事に要します費用でございます。18節は、大和町吉岡西部土地区画整理事業に係ります町道分の公共施設管理者負担金に要します費用でございます。

続きまして、3目橋梁維持費でございます。

10節は、橋梁の小破修繕に要します費用でございます。

続きまして、4目交通安全施設整備事業費でございます。

14節のうち、単独事業は魚板兵土ヶ原線ほか3路線の区画線設置工事、歩行者用路面区画標示グリーンベルトといたしましては、中町下町線、杜の丘一丁目9号線において実施するものでございます。権現堂線につきましては、八幡小路東道線交差点歩道部に、交通安全対策といたしまして防護柵を設置するものでございます。また、新最終処分場関係事業は、幕柳大平線、こちら大平中地区でございますが、中地区のほうに歩行者用路面区画標示グリーンベルトを実施するものの費用でございます。15節は、カーブミラー等の道路安全施設用品購入に要します費用でございます。

続きまして、3款1目河川費でございます。

河川愛護会助成を含みます河川維持管理樋管操作管理のほか、吉田川床上浸水事業対策といたしまして、国土交通省で実施いたしました竹林川遊水池に伴います地元対策に要します費用でございます。

79ページをお願いいたします。

7節は、準用河川の支障物除去作業などに要します費用。10節のうち消耗品費は、油漏れ等に対応します吸着マット等購入費用。光熱水費は、一級河川西川、樵橋上流左岸でございます樵樋管及び右岸でございます西川樋管に係ります電気料。修繕費は、河川愛護会の貸出し用除草機械2台に係ります点検、修繕に要します費用でございます。11節は、貸出し用除草機械2台の賠償責任保険料及び任意保険料に要します費用でございます。12節は、吉田川河川公園の除草業務、準用河川の支障木伐採等業務、樵及び西川両樋管の鶴巢大崎地区及び鳥屋地区へお願いいたします操作管理業務

のほか、吉田川床上浸水対策事業でございますが、舞野地区へお願いいたします竹林川遊水池施設周辺の除草作業に要します費用でございます。14節は、準用河川湯名沢川の堆積土砂撤去工事、同じく準用河川窪川の堆積土砂撤去工事のほか、吉田川床上浸水事業対策は、舞野地区内水対策といたしまして、内水の流入先でございます地区内水路の洗掘防止対策も含め、吉田川へ接続する区間180メートルのうち下流部100メートル区間の水路整備工事に要します費用でございます。18節は、県管理の一級河川及び町管理の準用河川8河川を18地区で除草作業を実施いただいております大和町河川愛護会の除草に要する費用でございます。

続きまして、4項1目都市計画総務費でございます。

都市計画の事務及び都市計画審議会の開催、協議会への負担金に要します費用でございます。

1節は、年3回程度開催予定の都市計画審議会会長ほか8名の報酬に要します費用。8節は、都市計画審議会会長ほか8名の費用弁償に要します費用でございます。10節のうち消耗品費は、都市計画関係図書並びに印刷用ロール紙の購入費用。食糧費は、都市計画審議会におけますお茶代に要します費用。修繕料は、都市計画図と印刷用プリンターに要します費用でございます。

80ページをお願いいたします。

12節は、都市計画関係図書作成業務に要します費用。18節は、全国街路事業促進協議会の負担金。24節は、都市整備基金への積立てでございます。

続きまして、2目下水道費の27節は下水道事業会計の繰出金でございます。

続きまして、3目公園費でございます。

都市公園、都市緑地及びその他の公園、緑道等の維持管理に要します費用でございます。

10節のうち消耗品費は、公園管理用資材の購入費用。光熱水費は、公園などの街灯の電気料及び公園トイレ等の上下水道料金。修繕料は、地区へ委託しております公園などの小破修繕等に要します費用でございます。11節のうち手数料は、吉岡東公園ほか4公園の水道開栓手数料。火災保険料は、公園トイレ、あずまや等の火災保険料。保険料は、公園緑地などの損害保険料に要します費用でございます。12節は、大和町地域振興公社への都市公園指定管理委託及び緑地等の維持管理業務、もみじヶ丘3号公園ほか3公園の地元への維持管理委託費用のほか、公園遊具等の点検業務などに要します費用でございます。14節は、もみじヶ丘緑道未舗装部の舗装工事及びわかば公園、吉岡南中央公園トイレの一部を洋式トイレに改修する工事に要します費用ござ

います。

続きまして、4目土地区画整理費でございます。

10節のうち消耗品費は、コピー代及びその他一般事務用品などの購入費用。食糧費は、土地区画整理事業に關します事業説明会などにおけるお茶代に要します費用でございます。11節のうち通信運搬費は、地権者への報告、連絡用切手代。手数料は、土地区画整理事業区域外の都市計画道路北四番丁大衡線西側のり面部土地購入に伴う不動産鑑定に要します費用でございます。12節は、北四番丁大衡線西側のり面部土地購入に伴います分筆登記業務に要します費用。16節は、北四番丁大衡線西側のり面部土地購入に要します費用でございます。27節は、大和町吉岡西部土地区画整理事業特別会計への繰出金でございます。

続きまして、5目街路事業費でございます。

14節は、都市計画道路吉田落合線の4車線化工事に要します費用。18節は、県で実施しております都市計画街路事業、都市計画道路北四番丁大衡線事業整備に係ります令和5年度分負担金に要します費用をお願いするものでございます。

81ページをお願いいたします。

続きまして、5項1目住宅管理費でございます。

町営住宅につきましては、木造住宅16棟17戸、中層アパート7棟140戸、合わせまして23棟157戸、そのほか子育て支援住宅といたしましては、吉田地区7棟7戸、鶴巣地区4棟8戸、落合地区2棟16戸、宮床地区8棟8戸の維持管理に要します費用でございます。7節は、子育て支援住宅敷地内の公園除草、側溝土砂撤去等に要します費用。10節のうち消耗品費は、法令の追録代、図書及びその他事務用品の購入、消火器等の交換に要します費用。光熱水費は、鶴巣子育て支援住宅敷地内にございます公園の水道料金及び落合子育て支援住宅敷地内にございます駐輪場等の照明灯電気代に要します費用でございます。西原第一住宅2号棟給排水管等改良工事につきましては、仮住まいに係りますガス、上下水道料金、電気料金に要します費用でございます。修繕料は、各住宅の排水管、電気設備、明渡し時などの修繕に要します費用でございます。11節のうち通信運搬費は、収入申告などの返信用切手代。手数料は、クモの巣駆除作業、受水槽の水質検査、撤去明渡し時のクリーニング代のほか、鶴巣子育て支援住宅敷地内にございます公園及び西原第一住宅2号棟給排水管等改修工事、仮住まいの水道開栓手数料に要します費用。火災保険料は、各住宅の火災保険に要します費用でございます。12節は、町営住宅敷地内の除草等管理、中層アパート7棟の給水施設保守点検、消防設備保守点検、遊戯施設点検、子育て支援住宅敷地内の芝刈り

等管理業務に要します費用でございます。13節は、西原第一住宅2号棟給排水管等改修工事、仮住まいに係りますテレビ聴取料に要します費用でございます。14節のうち単独事業は、西原第三住宅木造1棟の解体工事、蔵下住宅受水槽バルブ等修繕工事、下町、蔵下住宅駐車場区画線設置工事のほか、国土交通省事業といたしまして西原第一住宅2号棟24室中12室の給排水管等改修工事に要します費用でございます。15節は、子育て支援住宅4地区の区画道路等への融雪剤購入に要します費用でございます。

続きまして、2目子育て支援住宅建設費でございます。

子育て支援住宅の整備に要します費用で、宮床地区につきましては戸建住宅3棟、吉田地区につきましては戸建住宅2棟の実施設計等に要します費用でございます。

10節は、予算科目の設定をお願いするものでございます。11節は、宮床、吉田地区住宅の確認申請手数料に要します費用でございます。12節は、宮床地区3棟、吉田地区2棟の戸建住宅実施設計業務に要します費用でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

総務課危機対策室長児玉安弘君。

総務課危機対策室長（児玉安弘君）

続きまして、82ページをお願いいたします。

8款1項1目常備消防費につきましては、黒川地域行政事務組合消防経費に係る負担金でございます。

次に、2目非常備消防費は、消防団員565名の報酬と出動手当や、団員の装備品の購入代等を計上したものでございます。

1節は、消防団員に対する年額報酬及び災害時の出動報酬。7節は、団長表彰の際の記念バッチ代。8節は、消防団火器演習各種訓練手当、消防学校研修に係る旅費、費用弁償等でございます。10節は、新入団員への安全靴及びヘルメット、消防学校訓練に係る教材費、火器演習時の飲料水、資器材等の購入に要する経費、防火ミニポスター印刷に要する経費でございます。13節は、火災出動の際の車借上料、消防団員管理システム使用料でございます。17節は、新入消防団員用活動服の購入費用。18節は、宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合等への負担金及び町婦人防火クラブ連合会への補助金でございます。

次に、3目消防施設費は、防火水槽や消火栓など消防施設、小型動力ポンプ付軽積載車の維持管理に要する経費を計上いたしております。10節は、ポンプ自動車、軽積載車、小型動力ポンプ等の燃料代や消防ポンプ小屋の電気料及び消防水利標識購入等に要する経費、小型動力ポンプ、軽積載車の修繕等に要する経費です。11節は、ポンプ自動車、軽積載車等の保険料。

83ページをお願いいたします。

12節は、防火水槽土砂撤去、もみじヶ丘防火水槽の管理委託料。13節は、消防自動車車庫の土地借上料。14節は、防火水槽の修繕工事。18節は、消火栓の維持管理費及び無線従事者講習会受講料、電波利用料です。26節は、自動車ポンプ等の自動車重量税でございます。

次に、4目水防費は、水防活動に要する経費を計上いたしております。

1節は、水防活動に要する出動講習。7節は、水防協議会委員13名に対する謝礼。8節は、水防活動に要する費用弁償。10節は、水防倉庫の備蓄資材購入代、水防活動時の食糧費、水防倉庫の電気料などでございます。11節は、災害時有線電話の電話料。12節は、大平水防倉庫が老朽化したことにより移転新築に係る設計業務委託。14節は、大平水防倉庫移転新築工事費でございます。15節は、水防倉庫に備蓄する土のう用砂購入に要する経費でございます。

次に、5目災害対策費は地域防災訓練に要する経費、自主防災組織連絡協議会の運営及び木造住宅耐震診断士派遣事業や、家具転倒防止事業に要する経費を計上いたしております。

1節は、防災会議の委員15名に対する報酬。7節は、自主防災組織に関する研修会の講師謝礼等。8節は、防災会議の委員に対する費用弁償。10節は、備蓄用非常食の購入代、自主防災組織研修時の飲料代、地域防災訓練用資材等の購入代、コロナウイルス感染対策用消耗品などでございます。11節は、衛星携帯電話電話料、震度計情報等回線使用料、避難所用Wi-Fi利用料のほか住民向けメール配信サービス、防災速報などを一元的に配信できるメールシステムの更新費用、IP無線2台の導入費用でございます。12節は、防災ハザードマップ運用保守や、木造住宅耐震診断士派遣委託料でございます。17節は、IP無線2台の導入費用、自治総合センター地域防災組織育成助成金を活用した自主防災組織への備品購入事業でございます。18節は、県地域衛星通信ネットワーク市町村等無線局管理負担金、電波利用料、陸上無線技士資格取得講習受講料、木造住宅耐震改修工事、危険ブロック塀除去事業、フェンス等設置事業助成に要する経費でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（高平聡雄君）

教育総務課長文屋隆義君。

教育総務課長（文屋隆義君）

続きまして、9款教育費についてご説明申し上げます。

1項1目教育委員会費は、教育委員会運営に係る経費でございます。

1節並びに8節は、教育委員4名の報酬及び費用弁償等でございます。9節は、教育長交際費でございます。10節は、事務用消耗品、コピー代及び参考書籍購読料でございます。13節は、教育委員研修会の際の有料道路通行料及び駐車場使用料でございます。18節は、仙台管内教育委員会協議会ほか2団体に対する負担金でございます。

85ページをお願いいたします。

続きまして、2目事務局費でございます。

教育委員会事務局運営費、確かな学びプロジェクト事業、学校ICT環境整備事業、志まなび塾事業及び子どもの心のケアハウス事業に要する経費の計上でございます。

1節は、教育支援委員会委員2名、いじめ問題対策連絡協議会等委員13名、会計年度任用職員の教育相談員2名及び子どもの心のケアハウス職員5名の報酬でございます。3節及び4節は、会計年度任用職員の教育相談員及び子どもの心のケアハウス職員の期末手当と社会保険料等でございます。7節は、教職員の各種研修会、夢と希望と志を語る会及び志まなび塾等の講師謝礼であります。賞賜金につきましては、教育論文応募者に対するものでございます。8節の費用弁償は、教育支援委員会委員、いじめ問題対策連絡協議会委員等委員に対するもの。

86ページをお願いいたします。

普通旅費は、教育長が出席します各種会議時の旅費、職員の事業旅費。特別旅費は志まなび塾の参加者旅費、会計年度任用職員の教育相談員、子どもの心のケアハウス職員の通勤手当でございます。10節の消耗品費は、コピー代等一般事務用品、ICT機器消耗品などでございます。燃料費は公用車ガソリン代。食糧費につきましては、就学時健診時従事者昼食代及び志まなび塾の参加者食事代などでございます。印刷製本費は、町の学校教育について紹介する冊子、大和町の学校教育、志まなび塾研修報告書及び家庭学習の手引きなどに要するものでございます。光熱水費は、子どもの心

のケアハウスの電気料及び水道料。修繕料は、公用車点検整備料及び小中学校 I C T 機器等に要するものでございます。11節の通信運搬費は、通信用切手代、ファクシミリ回線利用料など。手数料は、自動検査用機器点検料などに要するもの。保険料は、公用車自動車損害保険、学習用タブレット端末保険及び志まなび塾研修時傷害保険などを計上いたしております。12節は、標準学力調査等に関わるもの、土曜学習「まほろば塾」、こころのプロジェクト「ユメセン」事業、外国語指導助手業務、学校教育用コンピューター等保守点検、G I G A スクール環境運用支援保守及び施設図面のデジタル化業務の委託料でございます。13節の会場借上料は、志まなび塾視察先での会議室に係るもの。機械借上料は、デジタル教科書、教職員パソコン、小中学校ネットワークセキュリティー機器、モバイルW i - F i、タブレットドリル、子どもの心のケアハウスのパソコン及び印刷機等の賃借料。車借上料は、夢と希望と志を語る会の児童生徒輸送用バス、志まなび塾視察研修時のバス、タクシー、子どもの心のケアハウス用車両に係るものでございます。有料道路通行料、駐車場使用料は、志まなび塾研修及び教育関係会議時での利用に係るものでございます。入場料は、志まなび塾の際の施設入場料でございます。17節の庁用器具費は、補充用の小中学校教員用のパソコン及び大型モニター6台の購入費でございます。18節は、富谷・黒川地区中学校体育連盟ほか5団体に対する負担金と、補助金は、小中学校給食費の無償化に伴い大和町学校給食費補助金を新たに創設し、扶養義務者が町内に住所を有し町内の小中学校に就学している児童生徒に対して給食1食当たり小学生235円、中学生290円を上限に助成するものでございます。24節は、学校校舎建設基金及び学校教育振興基金への積立てでございます。

87ページをお願いいたします。

次に、2項1目学校管理費でございます。

小学校6校の施設維持管理及び児童、教職員の健康診断、学校管理用の備品等の購入に要する経費でございます。

1節は、学校医16名、薬剤師6名に対します報酬でございます。7節の報償金は、林間教育サポーター、各小学校の環境整備、プール監視補助員、嘉太神分校清掃作業及び体育館巡視員等に要するもの。賞賜金は、運動会賞品及び卒業記念品代に要するものでございます。8節はプール監視補助員8名に対する費用弁償でございます。10節の主なものとしては、小学校6校で必要とします消耗品費、小学校施設維持管理に要する燃料費、来客用お茶代、印刷製本費及び光熱水費等の計上でございます。修繕料は、施設、備品等修繕でございます。11節の通信運搬費は、電話料、インターネッ

ト回線使用料、切手代。手数料は、プール水質検査料、ピアノ調律、クリーニング代など。火災保険料及び保険料は施設等に係るものでございます。12節は、児童及び教職員の循環器検診等の健康診断、学校業務員8名、施設管理等の業務及び学校警備委託に係るものでございます。13節は、鶴巣小学校通路の土地借上料、印刷機、プリンター借上料、陸上記録会、林間教室等の児童輸送のほか難波地区児童輸送に係ります車借上料、テレビ受信料、清掃用具借上料及び吉岡小学校改築事業に伴う児童のプール施設使用料でございます。17節は、小学校6校の学校用品、学校管理用備品及び教職員用のタイムレコーダーの購入に要するものでございます。18節は、日本スポーツ振興センター災害共済として、学校管理下における児童の災害共済負担金ほか4協議会等への負担金でございます。

88ページをお願いいたします。

次に、2目教育振興費でございます。

小学校6校の教育振興に係る経費、魅力ある図書館づくり、「たいわっ子」芸術文化推進事業、学校・地域共学推進事業に要する経費でございます。

1節は、会計年度任用職員の学習支援員19名及び学校図書支援員6名を配置する経費についての計上でございます。3節及び4節は、会計年度任用職員の学習支援員及び学校図書支援員の期末手当と社会保険料などでございます。7節は、スクールソーシャルワーカー2名の報償金でございます。8節は、スクールソーシャルワーカーの費用弁償、学習支援員及び学校図書支援員の通勤手当でございます。10節は、小学校6校の消耗品及び教材備品の修繕料でございます。11節は、小学校における不用試薬廃棄手数料及びスクールソーシャルワーカーの損害保険料でございます。13節は、「たいわっ子」芸術文化賞の児童輸送のための車借上料でございます。17節は、授業に用いる一般教材、経年劣化による宮床小学校サッカーゴールと落合小学校屋内用移動式バスケットゴールの更新及び学校図書購入に要するものでございます。18節は、4キロメートル以上を対象とする遠距離通学児童21人への交付金及び学校・地域共学推進事業として各学校に交付するものでございます。19節は、要保護及び準要保護並びに特別支援教育児童に対します学用品費等の扶助費でございます。

次に、3目施設整備費でございます。

小学校施設の維持管理に要する経費でございます。

10節の主なものにつきましては、消耗品費として一般消耗品、砂、砕石代。修繕料として、学校施設の急破修繕等でございます。11節は、小学校における不要物品等の廃棄処理に係る手数料でございます。12節は、鶴巣小学校及び難波校舎の敷地内維持

管理、各小学校の消防設備、自家用電気工作物、小荷物専用昇降機、F F暖房機及び空調設備等の保守点検業務料でございます。

89ページをお願いいたします。

13節は、A E Dの借上料でございます。14節は、宮床小学校階段2階踊り場落下防止柵の新設、吉田小学校校舎屋根防水シート修繕、落合小学校外部倉庫屋根及びプールサイド補修、小野小学校の体育館照明修繕、プールサイド改修とプールの底面塗装及びろ過フィルターの交換工事などに要するものでございます。

次に、4目小学校建設費は、吉岡小学校改築事業に要する経費でございます。

7節は、改築検討委員会委員への報償金でございます。10節は、検討委員会に係る消耗品及びお茶代でございます。11節は、校舎新築工事に係る建築確認申請等の手数料でございます。12節は、新築工事施工監理業務の委託料でございます。13節は、令和5年度施工分の既存校舎解体工事と校舎、体育館、プールの新築工事に要するものでございます。

次に、3項中学校費1目学校管理費でございます。

中学校2校の施設維持管理及び生徒、教職員の健康診断、学校管理用の備品等の購入に要する経費でございます。

1節は、学校医7名、薬剤師2名及び会計年度任用職員の中学校業務員1名の報酬でございます。3節及び4節は、会計年度任用職員の中学校業務員の期末手当と社会保険料及び共済組合負担金でございます。7節は、各中学校の環境整備の作業員及び体育館巡視員等への報償金。賞賜金は運動会賞品、卒業生への記念品代でございます。10節の主なものとしては、一般消耗品、中学校2校の施設維持管理に要する燃料費、来客用お茶代、印刷製本代及び光熱水費等の計上でございます。修繕料は、施設、備品等の修繕でございます。

90ページをお願いいたします。

11節の通信運搬費は、電話料、インターネット回線使用料、切手代。手数料は各種検査手数料など及び施設火災保険料、施設賠償保険料などに要するものでございます。12節は、生徒及び教職員の循環器検診等の健康診断、学校業務員3名の委託、スクールバス運行など及び学校警備の委託料でございます。13節は、スクールバスの回転場の土地借上料、印刷機、プリンターの借上料、中総体駅伝大会スクールバス代替のタクシー等の生徒輸送に係る車借上料、テレビ受信料及び清掃用具借上料でございます。17節は、学校用備品及び教職員用タイムレコーダーの購入に要するものでございます。18節の負担金は、黒川地区防火管理協議会ほか5団体への負担金。補助金

は、中総体東北大会等に参加する生徒への補助金でございます。

次に、2目教育振興費は、中学校2校の教育振興に係る経費、魅力ある図書館づくり、「たいわっ子」芸術文化推進事業、学校・地域共学推進事業費等に係る経費でございます。

1節は、会計年度任用職員の学習支援員4名と図書支援員2名及び令和5年度新たに配置予定の部活動指導員2名の報酬でございます。3節は、学習支援員、図書支援員及び部活動指導員の期末手当でございます。4節は、学習支援員、図書支援員の社会保険料などがございます。8節は、学習支援員、図書支援員及び部活動指導員の通勤手当でございます。10節は、消耗品及び教材備品の修繕料でございます。11節は、電話料及び不用試薬廃棄手数料でございます。

91ページをお願いいたします。

13節は、「たいわっ子」芸術文化鑑賞の生徒輸送に係る車借上料でございます。17節は、一般教材備品と大和中学校吹奏楽部の楽器ティンパニ4台の更新及び学校図書購入に要するものでございます。18節は、学校・地域共学推進事業として各学校への交付を行うものでございます。19節は、要保護及び準要保護生徒及び特別支援教育生徒に対します学用品等の奨励費でございます。

次に、3目施設整備費は、中学校2校の施設維持管理に要する費用の計上でございます。

10節の主なものにつきましては、消耗品は砂、砕石代。修繕料は、学校施設の急破修繕等でございます。11節は、不要物品等の廃棄処理手数料でございます。12節は宮床中学校太陽光蓄電システムの復旧業務、自家用電気工作物、消防設備、FF暖房機、小荷物専用昇降機及び空調設備等の保守点検業務の委託料でございます。13節は、AEDの借上料。14節は、中学校2校の建具等の修繕、大和中学校の受水槽通気口逆止弁交換と設置抵抗不良の修繕、宮床中学校の小荷物昇降機インバーター装置の交換工事に要するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 (高平聡雄君)

暫時休憩します。再開は午前11時10分とします。

午前10時58分 休 憩

午前11時10分 再 開

議 長 （高平聡雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長 （瀬戸正昭君）

それでは、引き続き、説明書91ページをお願いいたします。

9款4項1目社会教育総務費でございます。

生涯学習推進のための各種講座、講演会、家庭教育、青少年教育、協働教育、放課後子ども教室、学び支援コーディネーター等配置事業、成人教育、文化行政推進等の各種事業並びに社会教育施設管理を行うものでございます。

92ページをお願いいたします。

初めに、1節につきましては、社会教育委員13名分の報酬及び学び支援コーディネーター等配置事業でのコーディネーター、会計年度任用職員の報酬でございます。3節会計年度任用職員期末手当につきましても、同じくコーディネーターに係ります期末手当でございます。4節会計年度任用職員社会保険料、会計年度任用職員共済組合負担金につきましても、コーディネーターに係ります社会保険料共済組合負担金でございます。7節の報償金につきましては、まほろば大学、家庭教育、青少年教育等各種事業実施に伴う講師への謝金、原阿佐緒賞受章者賞金、選考委員への謝金、また、国恩記紙芝居を使った子供たちへの読み聞かせの事業を新たに予定しており、研修講師や読み聞かせボランティアの謝金等を計上いたしております。賞賜金につきましては、原阿佐緒賞入賞者副賞のブロンズ、青少年の部の図書カードの購入費用でございます。8節費用弁償につきましては、社会教育委員と学び支援に係ります費用弁償。普通旅費は、家庭教育事業での保育所、児童館等の出先職員に要するもの、協働教育での会議開催に伴う旅費でございます。特別旅費につきましては、各種事業実施に伴う講師交通費及び原阿佐緒賞選考委員、受賞者の交通費でございます。会計年度任用職員通勤手当は、学び支援のコーディネーターに係るものでございます。10節消耗品につきましては、一般事務及び各種事業での消耗品でございます。燃料費は、公用車のガソリン代など。食糧費は、会議時及び事業実施時のお茶代や講師昼食代など。印刷製本費につきましては、まほろば大学や文化講演会のチラシ、各種事業の活動記録などの印刷代でございます。光熱水費につきましては、民族談話室の電気料、水道料でございます。修繕料につきましては、公用車の小破修繕費のほか宮床歴史の村の案

内看板2か所の修繕費でございます。11節でございます。通信運搬費につきましては、各種事業実施に伴う連絡用郵便代のほか放課後子ども教室の参加者連絡用一斉メールの費用。広告料は、原阿佐緒賞短歌募集の月刊誌等への広告掲載料でございます。火災保険料は社会教育施設の火災保険料。自動車損害保険料は公用車に係るものでございます。

93ページをお願いいたします。

保険料は、各事業の参加者等の傷害保険料でございます。12節業務委託につきましては、文化講演会に係ります講師派遣業務、原阿佐緒記念館と宮床歴史の村に係る指定管理委託料、吉岡東官衙遺跡公園の管理委託料、民族談話室、巡視・清掃委託料でございます。13節でございます。土地借上料は、民族談話室、敷地の借上げに係るもの。機械借上料は、協働教育に係る農機具等を借り上げるもの。車借上料は、各種事業実施のためのバスなどの借上料でございます。有料道路通行料は事業実施に伴う高速道路通行料。入場料は事業研修時の施設入館料。施設使用料は、大和っ子未来塾などでの自然の家などの施設使用に係るものでございます。14節につきましては、原阿佐緒記念館外庭のベンチスツール更新工事を行うものでございます。18節負担金につきましては、郡町村社会教育委員連絡協議会、青少年のための県民会議の負担金、宮城県で開催されます東北地区社会教育研究大会参加負担金及びジュニア・リーダー育成事業参加負担金でございます。補助金につきましては、町PTA連合会、健やかな子どもをはぐくむ町民会議、町ジュニアリーダー連絡協議会、町子ども会育成連合会への補助金でございます。

よろしくをお願いいたします。

議 長 (高平聡雄君)

公民館長村田晶子さん。

公民館長 (村田晶子君)

2目公民館費でございます。

公民館の事業運営に係る経費でございます。

公民館分館長会の事業や、青少年、青年、高齢者の教育事業、芸術文化の推進事業、図書室の運営事業に係る経費でございます。

1節につきましては、図書室パートタイム会計年度任用職員4名の報酬でございます。

94ページをお願いします。

3節は、同じく会計年度任用職員の期末手当でございます。4節も同じく会計年度任用職員の社会保険料、共済組合負担金でございます。7節の報償金は、分館長41名と地域交流の集い等でございます。また、ふるさと体感隊、まほろば大学等の各種講座の講師謝金、書き初め大会の審査員謝礼等でございます。賞賜金は、成人式の記念品や写真代、書き初め大会の記念品でございます。8節は、分館長の費用弁償及び会計年度任用職員の通勤手当でございます。10節の消耗品は、資料やチラシの用紙代、コピー料金、図書の購入や各種事業の材料代等でございます。燃料費は公用車のガソリン代。食糧費は、町民文化祭、成人式協力者の昼食代。印刷製本費は、成人式の冊子や町民文化祭のポスターの印刷。修繕料は、公用車の車検に伴う整備代でございます。11節は、各種事業や講座の案内等の郵送料、電話料、公用車の損害保険料、公民館総合補償保険料でございます。12節は、町民文化祭の音響と照明操作業務委託料でございます。13節は、図書システム借上料、町婦人会や事業に伴う移動研修のバス借上料、有料道路の通行料でございます。また、会議、研修に伴う駐車料金でございます。18節は、県公民館連絡協議会、黒川地域公民館等連合会、全国公民館研究集会への負担金でございます。また、町連合青年団、町婦人会連絡協議会、町文化協会への補助金でございます。

95ページをお願いいたします。

26節は、公用車の車検に伴う自動車重量税になります。

よろしくをお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長 （瀬戸正昭君）

続きまして、3目文化財保護費でございます。

文化財保護普及と文化財の調査事業を行っております。

1節につきましては、文化財保護委員5名分の報酬、パートタイム会計年度任用職員として発掘調査に伴います作業員等の報酬でございます。4節につきましては、会計年度任用職員の社会保険料でございます。7節報償金につきましては、郷土史講座、文化財めぐりの講師謝金、信楽寺跡の樹木手入れなどでの作業員謝金でございます。8節は、文化財保護委員に係る費用弁償、郷土史講座講師に係る特別旅費、会計

年度任用職員に係る通勤手当でございます。10節でございます。消耗品費は、一般事務用品、コピー代、発掘調査用品などに要するもの。燃料費は発掘調査用発電機のガソリン代。食糧費は文化財めぐり参加者昼食代でございます。印刷製本費は、調査、記録、写真のプリント代。光熱水費は、信楽寺跡の電気水道代。修繕料は、発掘調査用機械などの修繕に要するものでございます。11節でございます。通信運搬費につきましては、調査用携帯電話の使用料、郷土史講座及び文化財めぐりなどに係ります郵便代。手数料につきましては、信楽寺跡の水道開栓手数料。保険料は、文化財めぐり参加者の傷害保険料でございます。13節機械借上料につきましては、発掘調査に係りますバックホー等の重機借上料。車借上料は、郷土史講座の講師送迎用タクシー代、文化財めぐりのバス借上料。有料道路通行料につきましては、文化財めぐりの際の高速道路通行料。入場料につきましては、文化財めぐりでの施設入館料でございます。14節につきましては、文化財説明板3基の設置工事を行うものでございます。18節につきましては、負担金として、全国民俗芸能保存振興市町村連盟、補助金といたしまして、町内文化財等保存会9団体への補助金でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議 長 （高平聡雄君）

公民館長兼ふれあい文化創造センター館長村田晶子さん。

公民館長兼ふれあい文化創造センター館長 （村田晶子君）

96ページをご覧ください。

4目まほろばホールの管理費でございます。

まほろばホール施設管理、運営に係る経費を計上したものでございます。

1節は、まほろばホール運営委員会委員10名の報酬と、窓口業務パートタイム会計年度任用職員2名の報酬であります。3節は、同じく会計年度任用職員の期末手当でございます。4節も、同じく会計年度任用職員の社会保険料、共済組合負担金でございます。8節は、まほろばホール運営委員の費用弁償と会計年度任用職員の通勤手当でございます。10節の消耗品は事務用品等。燃料費は、冷暖房の灯油代、ガソリン代、ガス代になります。食糧費は来客用お茶代。印刷製本費は連絡用封筒。光熱水費は電気料と上下水道料でございます。修繕料は、施設内小破修繕と設備修繕でございます。11節は、連絡用通知郵送料、電話料、小ホールのピアノの調律手数料、座布団等のクリーニング代、建物火災保険料等でございます。12節は、舞台機構の操作や総

合管理、休日窓口、植栽木手入れ、除雪に伴う業務委託料でございます。また、大ホール特定天井改修工事施工管理業務、鉄板屋根改修調査設計業務、舞台照明や音響の各種保守点検、研修室の椅子洗浄抗菌処理業務等に伴う管理委託料でございます。13節は、AEDパッケージの賃借料、施設予約システムに伴う賃借料や機器賃借料、セキュリティソフトの使用料、テレビ受信料、電力量の監視システム使用料でございます。14節は、ダイホール特定天井改修工事、舞台機構吊物更新工事、高圧電源機更新工事、ホール等調光盤及び照明改修工事の施工に要する経費であります。17節は、大ホールの音響卓ダブルカセットデッキと大会議室ワイヤレスマイク設備の更新でございます。18節は、黒川地区危険物安全協会、黒川地区防火管理協議会、公立文化施設協議会、防火管理者資格取得の負担金でございます。

97ページになります。

町民文化振興協会運営費の補助金でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長 （瀬戸正昭君）

続きまして、5目教育ふれあいセンター管理費でございます。

吉田、鶴巢、落合の教育ふれあいセンターの管理運営に係ります経費を計上いたしております。

7節につきましては、体育館巡視員の報償金でございます。10節でございます。消耗品費は山砂や清掃用品等の購入に要するもの。燃料費は草刈り機のガソリン代。印刷製本費は、使用申請書印刷代。光熱水費は、各施設の電気水道料。修繕料につきましては、施設の急破修繕の費用を計上いたしております。11節につきましては、飲料水の検査手数料、施設の火災保険料、施設の賠償保険料などでございます。12節業務委託料につきましては、各施設の用務員、グラウンド管理、植木剪定、除雪などの各業務委託料のほか各ふれあいセンターの屋根の傷みが進んでおりますことから、屋根改修設計業務を計上いたしております。施設・備品管理委託につきましては、施設の保守点検、警備業務等の委託料でございます。13節機械借上料につきましては、AEDの機械借上料及び各ふれあいセンターの照明施設をLED化するためのLEDリース事業の経費を計上いたしております。テレビ聴取料はNHKの受信料。清掃用具借

上料は体育館清掃用具の借上料でございます。14節につきましては、吉田教育ふれあいセンターの雨水排水改修工事、同じく吉田の体育館渡り廊下床修繕工事、鶴巣教育ふれあいセンターののり面側溝改修工事、同じく鶴巣の受水槽キュービクルフェンス改修工事を行うものでございます。17節につきましては、吉田教育ふれあいセンターの草刈り機購入に要するものでございます。18節につきましては、黒川防火管理協議会への負担金及び防火管理者資格取得受講会の受講料でございます。

よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

教育総務課長文屋隆義君。

教育総務課長 （文屋隆義君）

次に、6目森の学び舎活動費は、森の学び舎施設の管理運営に要する経費について計上いたしております。

10節は、清掃用消耗品代、プロパンガスの燃料代、施設の電気水道料、小破修繕料でございます。11節は、し尿くみ取手数料、火災保険料等でございます。

98ページになります。

12節は、清掃及び管理委託料の計上でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長 （瀬戸正昭君）

続きまして、5項1目保健体育総務費でございます。

スポーツの推進、町民のスポーツ活動への支援奨励と検証、スポーツ施設の管理を行うものです。また、昨年国より中学校の部活動を地域の実情に合わせながら段階的に地域に移行していく方針が示されましたことから、今後、関係者により協議会などを組織しながら検討し進めていくこととなりますが、その前段といたしまして、地域移行を検討していくための準備会といたしまして、学校等も含めた関係者による会議開催の経費も計上いたしているところでございます。

1節につきましては、スポーツ推進審議会委員5名分の報酬及びスポーツ推進委員

15名分の報酬でございます。7節報償金につきましては、部活動地域移行検討会議の準備会の会議出席謝金及びスポーツ賞顕彰の選考委員の謝金でございます。賞賜金につきましては、全国大会等に出場の際に交付いたしますスポーツ支援奨励金等でございます。8節費用弁償につきましては、スポーツ推進審議会委員、スポーツ推進委員、地域移行検討会議の準備会などに係るものでございます。特別旅費は、スポーツ推進委員研修会に要するものでございます。10節につきましては、消耗品費として一般事務用品、コピー代及び日本ハンドボールリーグ開催時の参加チームへの記念品代等でございます。燃料費は公用車ガソリン代。修繕料につきましては、公用車の小破修繕でございます。11節通信運搬費は会議通知等の郵便代。火災保険料は、体育施設に係るもの。自動車損害保険料は公用車等に係るもの。保険料はスポーツ推進委員の傷害保険料でございます。12節につきましては、総合運動公園ほか体育施設の指定管理料、大和町スポーツフェアの業務委託料及び総合体育館の外壁改修に向けた実施設計費を計上いたしております。13節につきましては、スポーツ推進委員研修会参加時の有料道路通行料でございます。14節につきましては、体育センター、武道館、ダイナヒルズ運動公園のトイレ洋式化工事を行うものでございます。17節機械器具費につきましては、ダイナヒルズ野球場用にテントを購入いたすものでございます。18節負担金につきましては、スポーツ推進委員協議会への負担金。補助金につきましては、町スポーツ協会、町スポーツ少年団に対するものでございます。

続きまして、2目広場管理費でございます。

宮床、玉ヶ池、鶴巣山田、北目、三ヶ内のレクリエーション広場5施設の管理を行うものでございます。

10節消耗品費は、広場の砂代。光熱水費は、広場の電気水道代でございます。

99ページをお願いいたします。

修繕料は、各施設の小破修繕に要するものでございます。11節手数料につきましては、水道の開栓手数料でございます。12節につきましては、各広場の施設管理を各地区に委託するものでございます。14節工事請負費につきましては、玉ヶ池レクリエーション広場の池に架かっております橋につきまして、現在は破損により渡れない状況にありますが、地区と協議し撤去することになりましたことから撤去工事を行うものでございます。また、宮床レクリエーション広場のトイレ洋式化工事を行うものでございます。

続きまして、3目自転車競技場管理費でございます。

宮城県スポーツ協会より管理運営の委託を受けまして施設の維持管理を行うもので

ございます。

12節につきましては、体育施設指定管理者に管理業務を委託するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

教育総務課長文屋隆義君。

教育総務課長（文屋隆義君）

次に、4目学校給食センター費は、学校給食センターの管理運営及び学校給食の提供に要する経費を計上いたしております。

1節は、学校給食運営審議会委員7名及び会計年度任用職員の業務員1名の報酬でございます。3節及び4節は、業務員の期末手当と社会保険料等でございます。8節は、学校給食運営審議会委員の費用弁償及び業務員の通勤手当でございます。10節の主なものにつきましては、消耗品費として児童生徒衛生管理用消耗品、児童生徒用白衣の購入費用、給食センターの施設運営に要する燃料費、給食運営審議会等のお茶代、光熱水費及び施設整備、厨房機器の修繕費及び学校給食の賄い材料費でございます。11節は、電話料、給食センター及び学校職員検便等の検査手数料、建物火災保険料及び公用車の自動車損害保険料等でございます。

100ページをお願いいたします。

12節は、学校給食調理業務、給食可燃ごみ収集運搬業務、施設整備の維持管理及び保守点検等の委託料でございます。13節は、蒸気回転釜、ガスフライヤー、フードスライサー、スチームコンベクション、食器食缶洗浄機、消毒保管庫等機械の借上げ、テレビ受信料、清掃用具及び栄養価計算システムの借上料を計上しております。14節は、高圧開閉器の更新、洗浄室側溝塗装の塗り替え及び準備室エアコン設置に係る工事費でございます。17節は、搬送用コンテナ、保温食缶等の購入に要します経費でございます。18節は、学校給食栄養士協議会宮城県支部ほか5団体等への負担金でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

財政課長菊地康弘君。

財政課長 （菊地康弘君）

続きまして、10款1項1目農業用施設災害復旧費から、101ページをお願いいたします。

表の2つ目でございます10款3項文教施設災害復旧費は科目設定であります。

11款公債費につきましては、金融機関等への元金償還及び利子支払額を計上いたしましたものでございます。

12款予備費につきましては、地方自治法第217条の規定により計上いたすもので、前年度同額の計上といたしております。

一般会計につきましては以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長 （高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長 （阿部昭子君）

続きまして、説明書128ページをお開きください。

議案第31号 令和5年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計予算でございます。

第1条は、歳入歳出予算についてでございます。

1項は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24億6,993万3,000円と定め、2項は歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を第1表によるものとするものでございます。

第2条は、一時借入金でございます。

地方自治法第235条の3第2項の規定により、一時借入金の借入れの最高額を5,000万円と定めるものでございます。

説明書134ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項1目一般被保険者国保税、2目退職被保険者等国保税につきましては、平成30年度からの県単位化に伴い、県から示された算定保険税総額を基に低所得者層に対する軽減措置を考慮し、予算措置をしたものでございます。

2款1項1目督促手数料及び3款1項1目国庫補助金につきましては、科目設定でございます。

135ページをお願いいたします。

4款1項1目保険給付費等交付金につきましては、県からの交付金となるものであり、医療費に係る普通交付金並びに保険者努力支援分、特別調整交付金分、都道府県繰入金、特定健診等負担金としての特別交付金でございます。

5款1項1目利子及び配当金につきましては、国保基金利子でございます。

6款1項1目一般会計繰入金は、それぞれの節のとおり法定ルールでの繰入金でございます。

2項1目財政調整基金繰入金から、136ページ、8款3項雑入までは、全て科目設定でございます。

137ページをお開きください。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費は、国保会計運営に要する事務経費でございます。

1節は事務補助のパートタイム任用職員の報酬でございます。8節は研修会時の職員旅費とパートタイム任用職員の通勤手当でございます。10節は参考図書代、事務用消耗品代、国保加入時のパンフレット代、国保保険証等の印刷代などがございます。11節は保険証の更新時や支給通知等の郵便料金でございます。12節は保険者事務共同電算処理、レセプト2次点検委託料及び国保情報集約システムなどの委託料でございます。13節は国保給付システム利用料でございます。

2目は、県国保連合会等への負担金でございます。

138ページをお願いいたします。

2項1目賦課徴収費は、国税の賦課徴収に要する経費でございます。

8節は研修会時の職員旅費でございます。10節はプリンタートナー代、ファイル代等消耗品代と納税通知書封筒等の印刷代でございます。11節は納税通知書等の郵便代、郵送代、コンビニ収納、口座振替等の手数料でございます。

3項1目運営協議会費は、国保運営協議会に要する事務経費でございます。

1節は9名の委員の報酬でございます。8節はその委員の費用弁償でございます。10節は参考図書購入費、会議用お茶代などがございます。11節は会議案内等郵送料金でございます。

2款1項1目一般被保険者療養給付費から139ページの4目退職者被保険者等療養費までは、それぞれ医療費の保険者負担分7割相当で国保連合会などへの負担金でございます。

5目審査手数料は、国保連合会への医療費の審査手数料でございます。

2項1目一般被保険者高額療養費から4目退職被保険者等高額介護合算療養費まで

は、それぞれ限度額を超える分について公費負担するものでございます。

3 項移送費は、病院間の緊急的な移送に係る車代でございます。

140ページをお願いいたします。

4 款出産育児諸費は出産育児一時金で、1 目18節は被保険者へ支給するものでございます。これにつきましては、予算編成時に国より47万円の提示があったため47万円の金額で予算化したものでございますので、今回の法改正や県通知による一律50万円の金額とは多少の違いが生じておりますのでご了解いただきますようお願いいたします。

2 目12節は医療機関への直接支払制度による国保連へ委託する手数料でございます。

4 項は葬祭費で、葬祭費は葬祭費用であり1 人5 万円の支給を行うものでございます。

5 項傷病手当金でございます。新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当でございます。

141ページをお願いいたします。

3 款1 項医療給付費から3 項介護納付金までは、県への納付金となるものでございます。

142ページをお願いいたします。

4 款共同事業拠出金は、科目設定となるものでございます。

5 款1 項1 目保健衛生普及費につきましては、特定保健指導や特定健診受診者の重症化予防事業、生活習慣病予防事業等のほか、今年度は国保第3 期保健事業実施計画等策定事業等に係る経費となります。

1 節は特定保健指導や健診結果説明会等のパートタイム任用職員の報酬でございます。7 節は特定保健指導の講師謝金や受講達成記念品などでございます。8 節は訪問指導に係る旅費及びパートタイム会計年度任用職員の通勤手当でございます。10 節は健診結果説明会時のパンフレットや事務用品、ジェネリック薬品希望シール印刷代等でございます。11 節は医療費やジェネリック薬品の差額通知等の通信運搬代、糖尿病性腎症重症化予防事業での指示書作成手数料でございます。12 節は医療費通知書やジェネリック薬品の差額通知書作成業務、第三者求償事務、健診結果説明会事業や特定健診受診者重症化予防事業、特定保健指導、特定保健指導予備軍への動機づけサポート事業、特定健診受診者フォローアップ、国保第3 期保健事業実施計画等策定支援業務等の業務委託料でございます。13 節はデータ分析管理に使うCD-ROM使用料で

ございます。27節繰出金は、一般会計で実施するがん検診への国保世帯相当分を拠出するものでございます。

2項1目特定健康診査等事業費は、特定健診に要する経費でございます。

1節及び8節はパートタイム会計年度任用職員の報酬及び通勤手当でございます。10節は特定健診受診票送付のための封筒印刷代等でございます。11節は受診票等の郵送料、医師会受診券発行手数料でございます。

143ページをお願いいたします。

12節は特定健診業務やデータ管理等の委託費でございます。なお、この5款に係ります事業につきましては、事務文書の所管替えにより、4月からは健康推進課が所管することとなります。

6款1項基金積立金は、基金利子相当分を積立てするものでございます。

7款1項1目から5目の償還金及び還付加算金は、税の還付金とそれに関わる還付加算金でございます。失礼いたしました。

144ページをお開きください。

8款は予備費でございます。

以上になります。よろしくをお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

暫時休憩します。

再開は午後1時からとします。

本日の冒頭、資料訂正に関する説明がありましたが、そのことに関して事務局長より説明があります。

議会事務局長（櫻井修一君）

それでは、事務局からご連絡を申し上げます。

先ほど、財政課長から説明がありました資料の訂正の件でございますが、昼休みに訂正作業を行いますので、お手元の各種会計予算及び予算に関する説明書を議席の上に出したままご移動をお願いいたしたいと思っております。なお、タブレットにつきましては昼休み中に差し替え作業を行わせていただきますので、後ほどご確認をお願いいたします。

事務局の連絡は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

午前 11時48分 休憩

午後 0時59分 再開

議長 (高平聡雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長 (阿部昭子君)

大変申し訳ございません。先ほど私国保特会計の説明の中で款項目の項の読み違いがございましたので、訂正させていただきます。

説明書140ページをお開きください。

下から2つ目、葬祭費でございます。先ほど私、4項葬祭費と申し上げましたが、5項葬祭費の誤りでございました。

また、その下、傷病手当金につきましても、先ほどここを傷病手当金と読み上げましたが、6項傷病手当金でございましたので、ここで訂正させていただきます。大変失礼いたしました。申し訳ございませんでした。

議長 (高平聡雄君)

福祉課長蜂谷祐士君。

福祉課長 (蜂谷祐士君)

続きまして、152ページをお願いいたします。

議案第32号でございます。

令和5年度大和町の介護保険事業勘定特別会計予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条は、歳入歳出予算でございます。

歳入歳出予算総額は歳入歳出それぞれ22億7,005万1,000円と定めるものでございます。

2項といたしましては、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

第2条は一時借入金でございます。

地方自治法235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000万円と定めるものでございます。

157ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項1目第1号被保険者保険料につきましては、1節特別徴収保険料、2節普通徴収保険料及び3節滞納繰越分普通保険料の見込額を計上したものでございます。

2款1項1目督促手数料につきましては科目の設定でございます。

3款1項1目介護保険給付費につきましては、介護給付費の20%相当の法定負担金の国庫負担金を見込んだものでございます。

同じく2項1目調整交付金につきましては、介護給付費の5%相当の法定負担分の調整交付金を見込んだものでございます。

2目地域支援事業交付金につきましては、地域支援事業に関わる訪問型、通所型サービス事業費、介護予防ケアマネジメント事業費などの20%相当分及び総合相談事業費、権利擁護事業費、生活支援体制整備事業費、認知症総合支援事業等などの38.5%相当分の法定負担分の国庫補助金を見込んだものでございます。

3目保険者機能強化推進交付金並びに4目保険者努力支援交付金につきましては、前年度の実績を試算し見込んだものでございます。

158ページをお願いいたします。

4款1項1目介護給付費負担金及び2目地域支援事業支援交付金につきましては、介護給付費及び地域支援事業費の27%相当の法定負担分として、社会保険診療報酬支払基金より交付される金額を見込んだものでございます。

5款1項1目介護給付費負担金につきましては、施設介護サービス給付等に関わる17.5%及び介護給付費の12.5%相当の法定負担分として、県負担金を見込んだものでございます。

2項1目交付金及び貸付金につきましては、科目の設定でございます。

3項1目地域支援事業交付金につきましては、地域支援事業に関わる介護予防事業、日常生活支援総合事業費の12.5%及び包括的支援事業、任意事業費の19.25%の法定負担分としまして県補助金を見込んだものでございます。

6款1項1目利子及び配当金につきましては、介護保険財政調整基金からの利子見込額でございます。

7款1項1目一般会計繰入金の1節は、介護給付費の12.5%相当分の法定負担金でございます。

2節、3節は職員人件費及び事務費でございます。

159ページをお願いいたします。

4節地域支援事業費の法定負担分でございます。失礼いたしました。5節につきましては低所得者保険料減免に関わります繰入金でございます。

7款繰入金の財政調整基金繰入金につきましては、当初予算はないものでございます。

8款1項1目繰越金は、前年度からの繰越金見込みとして設定でございます。

9款1項延滞金、加算金及び過料及び2項町預金利子につきましては、科目設定でございます。

3項雑入の1目第三号給付金から3目滞納処分費までにつきましては、科目の設定でございます。

160ページの4目雑入につきましては、配食サービス利用者からの負担金でございます。

続きまして、161ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費につきましては、介護保険事業運営に要します職員2名並びに任用職員の人件費、事務費、運営経費等でございます。2節から4節までは、職員及び会計年度任用職員の人件費に要します費用でございます。10節は事務用品及びコピー等の消耗品費、被保険者証、負担割合証等の印刷製本費でございます。11節は介護給付費通知の郵送料、通知の作成処理手数料でございます。12節は介護保険システムプログラム、介護保険台帳システム保守料に要する費用でございます。18節は、認知症の人と家族の会宮城県支部及び宮城県国民健康保険団体連合会への負担金でございます。24節は介護保険財政調整基金への積立金でございます。

162ページをお願いいたします。

2項1目賦課徴収費につきましては、介護保険料の決定及び賦課徴収に要します費用でございます。10節は、事務用品、介護保険料の決定及び納付書通知の印刷に要します費用でございます。11節は、介護保険料の納付及び口座振替等の通知書の発送の郵送料、口座振替、コンビニ及びクレジット収納に要します手数料でございます。

3項1目認定調査費につきましては、介護認定及び調査事務に要します費用でございます。7節は、認定調査に関わります調査員の報償金でございます。8節は、認定調査員の調査業務に関わります費用弁償でございます。10節は、コピー代等の事務用品、公用車の燃料費及び主治医意見書用紙の印刷製本費、公用車の定期点検に要しま

す費用でございます。11節は、郵便料金のほか主治医意見書作成に要します手数料、自動車損害保険料でございます。12節は、要介護認定調査の業務委託料でございます。13節は、病院等での認定調査業務及び研修会の際の駐車場の使用料でございます。18節は、介護認定審査会の運営経費として、黒川地域行政事務組合への負担金でございます。26節は、公用車の自動車重量税でございます。

4項1目計画策定委員会費につきましては、介護保険運営委員会業務に要します費用でございます。1節及び8節につきましては、介護保険運営委員会に要する委員15名の報酬及び費用弁償でございます。

163ページをお願いいたします。

10節は委員会時のお茶代でございます。12節は、高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画策定業務の費用でございます。

2款保健給付費につきましては、各種介護サービス給付に要します費用でございます。

1項1目居宅介護サービス給付費の18節は、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、福祉用具貸与・購入、住宅改修等の居宅介護サービスに要します給付金でございます。

2目施設介護サービス給付費の18節は、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設等に要します給付費でございます。

3目居宅介護サービス計画等費の18節は、居宅介護サービスのケアプラン作成に伴います給付費でございます。

4目地域密着型介護サービス給付費等の18節は、地域密着型介護サービスとしてグループホーム等の共同生活介護、認知症対応型通所介護に要します給付費でございます。

続きまして、2項1目高額介護サービス等費は、介護サービスの利用料の1か月の支払いが一定以上の自己負担上限額を超えた部分を支給するために要します費用でございます。

11節は、高額介護サービス費の通知に要する郵送料及び支給処理手数料でございます。18節は、高額介護サービスに要します給付費でございます。

164ページをお願いいたします。

2目高額医療合算介護サービス費の18節は、介護保険と医療保険の1年間の利用料等の支払いが一定以上の自己負担上限額を超えた場合、介護保険分につきましては給付負担を行うために要します経費でございます。

3項1目介護予防サービス給付等費及び2目介護予防サービス計画給付等費の18節は、要支援者の方の居宅介護予防サービス等に関わります給付費でございます。

4項1目特定入所者介護サービス等費の18節は、介護保険施設入所に関わります居住費、食費の負担を軽減するために低所得者の方へ給付されます介護サービス等の費でございます。

5項1目審査支払手数料の11節は、介護給付費の審査手数料として宮城県国保連合会への手数料でございます。

3款1項1目第1号被保険者還付加算金の165ページをお願いいたします。

22節は、第1号被保険者の還付金でございます。

4款地域支援事業費につきましては、要支援・要介護状態にならないための介護予防生活支援サービス事業費に要します費用でございます。

1項1目介護予防生活支援サービス事業費の18節は、介護予防として訪問型、通所型介護サービス事業に要します給付費でございます。

同じく、2目介護予防ケアマネジメントの利用費の18節は、介護予防、ケアマネジメント事業に関わります給付負担金でございます。

2項1目一般介護予防事業費につきましては、介護予防の基本的な知識の普及啓発及び介護予防活動の地域展開を支援するために要します費用でございます。

7節は、生き生きサロン等の介護予防に関わります出前講座の講師謝礼、健康貯筋友の会の看護師、運動指導士等々への謝金でございます。10節はテキスト代、コピー代の消耗品費でございます。12節は、健康貯筋友の会の業務委託に要する経費でございます。

3項1目総合相談支援事業費につきましては、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるように訪問相談などにより実態を把握し、適切なサービスにつなげるよう支援するために要します費用でございます。7節は、スーパーバイズ相談時の講師謝金でございます。

166ページをお願いいたします。

2目権利擁護事業費につきましては、高齢者虐待への対応を専門的な視点から権利擁護などに要します指標でございます。

7節は、高齢者虐待防止及び成年後見人申立て等に対応するための弁護士謝礼、研修会開催時の謝金等に要します費用でございます。10節は、パンフレット、参考図書等の消耗品費、高齢者虐待対応実務会議等のお茶代でございます。12節は、高齢者虐待対応連絡協議会への業務委託料でございます。

3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費につきましては、高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、地域の関係機関との連携によりケアマネ・ケアスタッフ研修などを開催し、包括的・継続的なケアマネジメントを実践するための後方支援を行うための経費でございます。

2節から4節は、職員4名と年度内任用職員の人件費等に要します費用でございます。7節は、ケアマネ・ケアスタッフ研修等に要します講師謝礼でございます。10節は、コピー等の事務用品、事務消耗品でございます。12節は、地域包括支援センター運営業務委託に要します費用でございます。13節は、地域包括支援センターシステムハードウェアの賃貸料、借料でございます。

4目生活支援体制整備事業費は、高齢者の身近な地域住民が中心となり社会福祉協議会やボランティア等の様々な生活サービスを担う事業主体と連携しながら、高齢者の生活支援体制整備に要します費用でございます。

7節は、研修会講師の謝礼でございます。10節は、事務用品等の消耗品費、普及啓発パンフレットの印刷料でございます。12節は、生活支援コーディネーター業務委託料でございます。

167ページをお願いいたします。

5目認知症総合支援事業費につきましては、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう認知症の人やその家族に関わります認知症初期支援チームを配置し、早期発見・早期対応に向けた支援体制の構築に要します費用でございます。

7節は、認知症初期集中支援チーム業務に協力をいただきます医師及び認知症サポーターフォローアップ研修会、地域ケア推進会議での講習に要します謝礼でございます。8節は、認知症初期支援チーム員研修、認知症支援推進員研修に要します費用でございます。10節は事務用品費代、認知症カフェに関わりますお茶代、認知症ケアパスの印刷製本費でございます。

4項1目任意事業費につきましては、配食サービス及び安心コールサービスなどの地域自立生活支援、家族介護支援事業等に要します費用でございます。

7節は、安心コールセンター協力員への謝礼に要します費用でございます。10節は資料代の消耗品費でございます。11節は、郵送料、成年後見人制度の利用支援事業に関わります手数料、センター協力ボランティア保険料でございます。12節は、配食サービス、安心コールセンター業務委託でございます。13節は、安心コール機器の借上料でございます。19節は、成年後見人制度利用支援といたしまして、成年後見人を利用している方への扶助する費用でございます。

5 項 1 目支払審査手数料の11節につきましては、支払審査手数料として国保連合会の手数料でございます。

5 款 1 項 1 目につきましては、予備費を計上したものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 (高平聡雄君)

財政課長菊地康弘君。

財政課長 (菊地康弘君)

それでは、説明書の176ページをお願いいたします。

議案第33号 令和5年度大和町宮床財産区特別会計予算であります。

第1条につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,128万1,000円と定めるものでございます。

第2項歳入歳出予算の款項の区分につきましては、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

続きまして、180ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

1 款 1 項 1 目財産貸付収入は、土地貸付けに係る収入であります。

2 項利子及び配当金は、基金の利子を見込むものです。

2 項 1 目不動産収入は、立木売払いの収入を見込むものです。

2 款 1 項 1 目財産造成基金繰入金は、歳入歳出見合いによる財源調整であります。

3 款 1 項 1 目繰越金から表の2つ下でございます4 款 2 項 1 目雑入までは、科目設定であります。

一番下の森林研究・整備機構支出金ですが、5年度はゼロとなったものであります。これは令和4年度予算編成時に、育成複層林事業として森林整備センターと財産区が2者契約としておりましたが、これを黒川森林組合を含めました3者契約に変更したことから、財産区を通さず森林整備センターから黒川森林組合が直接木を受け、伐採作業等の事業を行うことになったものでございます。

181ページをお願いいたします。

次に、歳出でございます。

1 款 1 項 1 目管理会費、1 節は管理員の報酬です。8 節は、管理員の費用弁償、研修旅費及び随行員の普通旅費です。9 節は会長交際費です。

2 款 1 項 1 目一般管理費は、一般の事務管理費でありまして、10 節は事務消耗品、コピー代のほか、予算書及び決算書の印刷代及び電気料であります。11 節は、会議開催時の切手代です。12 節は、用務員業務を委託するものです。

2 目財産管理費は、直営部分の管理経費を計上いたしております。

11 節は森林火災用です。12 節は、山林巡視業務及び作業道刈り払い業務であります。18 節は、林業関係 3 団体への負担金であります。

3 目諸費 18 節は、3 つの財産区で構成しております財産区連絡協議会への負担金であります。

182 ページをお願いいたします。

27 節は、事務費及び各種団体助成を一般会計に繰り出すものでございます。森林研究・整備機構分収造林管理費はゼロとなっております。

3 款予備費につきましては、前年度同額を措置いたすものでございます。

宮床財産区特別会計予算は、以上でございます。

続きまして、184 ページをお願いいたします。

議案第 34 号 令和 5 年度大和町吉田財産区特別会計予算であります。

第 1 条につきましては、歳入歳出予算の総額でございまして、歳入歳出それぞれ 757 万円と定めるものでございます。

第 2 項歳入歳出予算の款項の区分につきましては、「第 1 表 歳入歳出予算」によるものでございます。

それでは 188 ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

1 款 1 項 1 目財産貸付収入につきましては、土地貸付収入を見込むものであります。

2 目利子及び配当金は、科目設定の計上です。

2 項 1 目不動産売払収入につきましても、それぞれ科目設定の計上です。

2 款 1 項 1 目財政造成基金繰入金は、歳入歳出見合いの財源調整であります。

3 款繰越金につきましては、科目設定です。

4 款 1 項 1 目森林研究・整備機構支出金につきましては、檀ノ下地内の分収造林事業でございまして、育成間伐等を実施するための計上であります。

2 項預金利子から次の 3 項雑入につきましては、科目設定でございます。

189 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款 1 項 1 目 管理会費、1 節は管理員の報酬です。8 節は、管理委員の費用弁償、研修旅費及び随行員の普通旅費です。9 節は会長交際費です。

2 款 1 項 1 目 一般管理費は、一般の事務管理費であります。

10 節は事務消耗品、コピー代、会議時のお茶代のほか、予算書、決算書の印刷代等の計上であります。11 節は、会議開催時の切手代です。

2 目 財産管理費は、直営林の整備等の費用について計上いたしております。

11 節は森林災害保険料です。12 節は除草業務であります。18 節は、林業 3 団体への負担金でございます。

3 目 森林研究・整備機構分収造林管理費、12 節は育成間伐等に要する経費でございます。

4 目 諸費につきましては、190 ページをお願いいたします。

18 節は、3 つの財産区で構成しております財産区連絡協議会への負担金です。27 節は、団体への助成として一般会計に繰り出すものです。

3 款 予備費につきましては、前年度同額を措置いたしております。

吉田財産区特別会計予算は、以上でございます。

続きまして、192 ページをお願いいたします。

議案第 35 号 令和 5 年度大和町落合財産区特別会計予算であります。

第 1 条につきましては、歳入歳出予算の総額でございまして、歳入歳出それぞれ 548 万 5,000 円と定めるものでございます。

第 2 項 歳入歳出予算の款項の区分につきましては、「第 1 表 歳入歳出予算」によるものでございます。

それでは、196 ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

1 款 1 項 1 目 財産貸付収入、1 節は土地貸付収入です。

2 目 利子及び配当金は、基金の利子を見込むものです。

2 款 1 項 1 目 財産造成基金繰入金は、歳入歳出見合いによる財源調整であります。

3 款 から以下の 4 款 につきましては、科目設定でございます。

197 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款 1 項 1 目 管理会費、1 節は管理委員の報酬です。8 節は、管理委員の費用弁償、研修旅費のほか随行員の旅費でございます。9 節は会長交際費です。

2 款 1 項 1 目 一般管理費、10 節は事務消耗品、お茶代、コピー代のほか予算書、決

算書の印刷代の計上であります。11節は、会議開催時の切手代です。

2目財産管理費、12節は、土地境界の刈り払い業務であります。

3目諸費の18節は、3つの財産区で構成しております財産区連絡協議会への負担金であります。

27節は、事務費及び各種団体助成を一般会計に繰り出すものでございます。

3款予備費につきましては、前年度同額を措置いたすものでございます。

落合財産区特別会計予算は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

教育総務課長文屋隆義君。

教育総務課長（文屋隆義君）

続きまして、説明書の199ページをお開き願います。

議案第36号 令和5年度大和町奨学事業特別会計予算でございます。

第1条歳入歳出予算でございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ723万円と定めるものでございます。

第2項歳入歳出予算の区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

それでは、202ページをお開き願います。

初めに、歳入でございます。

1款財産収入及び2款寄附金は、科目の設定でございます。

3款繰入金は、歳出見合いによる奨学事業基金からの繰入金でございます。

4款繰越金は、見込額の計上でございます。

5款1項町預金利子は、科目の設定でございます。

5款2項貸付金元利収入は、現年度分・過年度分合わせまして、奨学金の貸与者38名からの償還金を計上いたしております。

203ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目事業費の20節は、高校生新規3名、大学生は新規10名、継続8名の21名に対します奨学金貸付金の計上でございます。

2目事務費の1節及び8節は、奨学事業審議会委員6名の報酬と費用弁償、10節は予算書・決算書の印刷製本費、11節は郵便料金等、24節は奨学事業基金への積立金で

ございます。

令和5年度大和町奨学事業特別会計予算については、以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長 （阿部昭子君）

続きまして、説明書205ページをお開きください。

議案第37号 令和5年度大和町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

第1条1項は、歳入歳出予算の総額は、それぞれ2億7,453万8,000円と定め、2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を第1表によるものとするものでございます。

説明書209ページをお開きください。

歳入でございます。

1款1項後期高齢者医療保険料につきましては、後期高齢者医療被保険者の保険料でございます。

1目の特別徴収保険料は、年金からの天引き分でございます。

2目の普通徴収保険料は、納付書での収納になるものでございます。

2款1項1目督促手数料につきましては、科目設定でございます。

3款1項1目につきましては、人件費や事務費の繰入れでございます。

2目は、低所得者の保険料軽減に充当するための繰入れでございます。

4款1項1目繰越金及び5款1項1目延滞金につきましては、科目設定でございます。

5款2項につきましては、保険料の還付金及びそれに係ります加算金でございます。

3項は、預金利子でございます。

210ページをお願いいたします。

4項は、県後期高齢者広域連合からの健診受診による事業収入でございます。

5項は、科目設定でございます。

211ページをお開きください。

歳出でございます。

1 款 1 項 1 目一般管理費は、後期高齢者医療会計業務に要する経費でございます。

10 節はコピー代や参考図書代、事務用消耗品代、予算決算書の印刷代でございます。11 節は保険証発送などに係る郵送代でございます。12 節は健診業務に係る委託料でございます。

2 項徴収費につきましては、保険料徴収に要する経費でございます。

10 節は、消耗品、保険料の消耗品、保険料の通知書及び封筒の印刷代でございます。11 節は通知書の郵送代及び口座、コンビニ納付等に係る手数料でございます。

212 ページをお開きください。

2 款 1 項 1 目につきましては、県後期高齢者医療広域連合への納付金でございます。

3 款 1 項につきましては、保険料の還付金及びそれに係る還付加算金でございます。

4 款は、予備費でございます。

以上になります。よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

都市建設課長 亀谷 裕君。

都市建設課長 （亀谷 裕君）

続きまして、217 ページをお願いいたします。

議案第38号 令和5年度大和町吉岡西部土地区画整理事業特別会計予算でございます。

令和5年度大和町の吉岡西部土地区画整理事業特別会計予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条は、歳入歳出予算でございます。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ10億8,218万6,000円と定め、2項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

第2条は、地方債でございます。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」によるものでございます。

220ページをお願いいたします。

「第2表 地方債」でございます。

起債の目的ごとの限度額でございます。

公共事業等債といたしまして6,820万円、都市開発事業債といたしまして8億9,030万円、合計で9億5,850万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりとなっております。

続きまして、222ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項1目保留地処分金は、科目設定でございます。

1款2項1目土地区画整理事業負担金、1節は、道路整備に係ります公共施設管理者からの負担金です。

2款1項1目土地区画整理費国庫補助金、1節は、都市計画街路事業といたしまして実施します北四番丁大衡線及び吉岡吉田線に係ります国庫補助金でございます。

3款1項1目一般会計繰入金、1節は、都市計画街路事業町負担分、職員給料等に係ります一般会計からの繰入金でございます。

4款繰越金、5款1項1目預金利子、1項2目雑入は、科目設定でございます。

223ページをお願いいたします。

6款1項1目土地区画整理事業債、1節は公共団体区画整理事業債、2節は土地区画整理事業債の本年度の予定額を計上してございます。

次に、224ページ、歳出でございます。

1款1項1目総務管理費につきましては、2節及び4節は職員2名分の人件費でございます。

1款2項1目土地区画整理事業債、1節及び8節は吉岡西部土地区画整理審議会委員の報酬及び旅費でございます。10節のうち消耗品費は、コピー代金等に要します費用、食糧費は世話人会等開催時のお茶代に要します費用でございます。11節は、世話人会開催等の案内状送付等に要します切手代等の通信運搬費、12節は、令和5年度分大和町吉岡西部土地区画整理事業調査設計等業務に要します費用でございます。14節は、令和5年度分大和町吉岡西部土地区画整理事業造成工事に要します費用でございます。21節は、事業地内にございます電柱の移設費及び田の休耕補償に要します費用でございます。

2款1項1目元金は、科目設定でございます。

2款1項2目利子の22節償還金につきましては、利子償還予定額に要します費用で

ございます。

3款につきましては、予備費でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

上下水道課長野田 実君。

上下水道課長（野田 実君）

予算書に関する説明書の232ページをお願いいたします。

議案第39号 令和5年度大和町下水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

第1条総則であります。

令和5年度大和町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第2条業務の予定量ですが、接続戸数につきましては前年度実績見込みに対しまして微増の1万736戸を予定しております。

次に、年間総排水量及び1日平均排水量は1万95立米とするものであります。

主な建設改良事業として、下水道施設の改良及び拡張工事で2億9,034万円と予定するものであります。

第3条収益的収入及び支出の予定額で、収入の下水道事業収益は1項営業収益、2項営業外収益、それぞれ記載の額で合計9億6,876万2,000円。支出の下水道事業費用については、1項営業費用、2項営業外費用、3項特別損失、それぞれ記載の額で合計8億9,491万2,000円。収支差引き7,385万円の黒字の収支予定額としてございます。

233ページになります。

第4条資本的収入及び支出であります。

予定額を次のとおり定めるものであります。

収入になります。

1款資本的収入については、1項企業債から5項負担金等でそれぞれ記載の額合計4億5,879万7,000円になります。

支出であります。

1款資本的支出については、1項建設改良費から2項企業債償還金でそれぞれの起債額合計6億4,152万円の予定であります。

4条中の括弧書きであります。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足します額1億8,272万3,000円は、過年度損益勘定留保資金1億7,419万1,000円、当年度損益勘定留保資金853万2,000円で補填するものであります。

続きまして、第5条の債務負担行為であります。

債務負担行為をすることができる事項、期限及び限度額は、次のとおりと定めるものであります。事項として、令和5年度水洗便所改造資金利子補給、令和5年度水洗便所改造資金損失補償で、期間、限度額については記載のとおりであります。

次に、234ページであります。

第6条企業債であります。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおりと定めるものであります。

公共下水道事業で限度額6,970万円ほか、資本費平準化事業、流域下水道整備事業、浄化槽整備事業、公共下水道事業（特別措置分）については、公営企業支援事業分でそれぞれ起債の限度額合計2億2,290万円で、起債の方法、利率、償還方法については記載のとおりであります。

次に、第7条一時借入金であります。

一時借入金の限度額は、3億円と定めるものであります。

第8条は、予定支出の各項の経費の金額の流用についてであります。

予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めるもので、（1）営業費用と（2）営業外費用とするものであります。

続きまして、第9条議会の議決を経なければ流用することができない経費については、職員6名の給与費で3,443万1,000円とするものであります。

第10条になります。

他会計からの補助金で、下水道事業経営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、4億529万円とするものであります。

続きまして、235ページから238ページにつきましては、令和5年度大和町下水道事業会計予算実施計画になります。

次に、239ページから242ページにつきましては、職員の給与費明細となっております。

また、243ページから244ページにつきましては、債務負担行為で本年度提出分及び過年度議決分でありますので、お目通しのほどお願い申し上げます。

続きまして、245ページをお願いいたします。

245ページ、令和5年度大和町下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書であります。

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの現金の動きを表したもので、1業務活動によるキャッシュ・フローについては、業務活動の実施によります資金の収支や投資活動、財務活動以外の収支で合計3億3,332万3,700円、2の投資活動によるキャッシュ・フローについては、業務活動の基礎となる工事請負費等及び補助金等の収支で合計2,694万6,000円のマイナス、3の財務活動によるキャッシュ・フローについては、企業債の借入れ及び企業債の償還による収支で合計1億2,938万円のマイナスとなり、資金増加額につきましては、3キャッシュ・フロー合計1億7,699万7,700円となり、資金期首残高と合わせた資金期末残高は3億7,380万5,697円となるものであります。

続きまして、246ページをお願いいたします。

令和5年度大和町下水道事業予定貸借対照表であります。単位は円単位となっておりますが、1,000円単位でご説明申し上げます。

主なものであります。

資産の部、1.固定資産（1）有形固定資産は、イ.の土地については宮床クリーンセンター敷地など、ロ.の建物は同じくクリーンセンターの建築物、ハ.の建築物については管路等、ニ.の機械及び装置についてはマンホールポンプ場などで、合計98億7,014万4,000円となり、（2）無形固定資産、イの施設利用権、県流域下水の処理場利用権で、固定資産合計108億2,165万9,000円となるものであります。

2.の流動資産であります。

（1）現金・預金、未収金等、合計4億4,659万9,000円。固定及び流動を合わせました資産合計は、112億6,825万9,000円となるものであります。

247ページをお願いいたします。

負債の部であります。

3.の固定負債（1）企業債、イ.の建設改良費等の財源に充てるための企業債で33億26万7,000円。ロ.としてその他企業債を加えました固定負債合計34億8,060万2,000円。4.の流動負債（1）の企業債、（2）の未払金、（3）の引当金、（4）のその他の流動負債で、流動負債合計は3億8,041万円。5.の繰延収益（1）の長期前受金、（2）の収益化累計額を合わせました繰延収益合計59億9,691万円となり、負債合計は98億5,792万2,000円となるものであります。

続きまして、248ページをお願いいたします。

資本の部であります。

6. の資本金12億6,650万2,000円に7. の剰余金の資金剰余金、利益剰余金合計1億4,384万3,000円を加えました資金合計14億1,033万6,000円で、負債資本合計額112億6,825万9,000円となり、246ページの資産合計額と同額となるものであります。

続きまして、249ページをお願いいたします。

令和4年度大和町下水道事業予定貸借対照表であります。

令和5年3月31日となるもので、資産の部で1. 固定資産の有形、無形を合わせました固定資産は109億9,763万2,000円となるものであります。2. の流動資産の現金・預金、未収金等、前払金で、合計2億7,666万3,000円。固定、流動を合わせました資産合計112億7,429万6,000円となるものであります。

250ページをお願いいたします。

続きまして、負債の部であります。

3. の固定負債、企業債、その他企業債を合わせました固定負債合計35億9,767万3,000円。4. の流動負債、企業債、その他企業債、未払金、引当金、その他流動負債で、合計3億9,068万8,000円。5. の繰延収益については、長期前受金から収益化累計額を差し引きました59億3,527万7,000円となり、負債合計は99億2,364万円となるものであります。

251ページをお願いいたします。

資本の部、資本金12億6,650万2,000円に7. 剰余金の資本剰余金、その他資本剰余金と利益剰余金の当年度未処分利益剰余金を合わせました合計は、8,415万3,000円となり、資本金、剰余金合計の資本合計は、13億5,065万5,000円で、前ページの負債合計と合わせました負債資本の合計は112億7,429万6,000円となるもので、249ページの資産合計額と同額となるものであります。

続きまして、252ページをお願いいたします。

令和4年度大和町下水道事業予定損益計算書についてであります。

1. の営業収益と2. の営業費用における営業収支におきましては4億584万円の営業損失でございますが、3. の営業外収益と4. の営業外費用における営業外収支においては1億437万8,000円の黒字となります。5. の特別利益、6. の特別損失を合わせました当年度の純利益は7,999万7,000円の予定額としており、当年度未処分利益剰余金は7,999万7,000円を予定額としておるところでございます。

続きまして、253ページをお願いいたします。

重要な会計方針に関わる事項に係る注記であります。

1. の固定資産の償却方法、引当金の計上方法などの記載であります。

254ページをお願いいたします。

4. のセグメント情報に関する事項で、(1) 報告セグメントの概要になります。

公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽事業、3つの報告セグメントで、事業内容はそれぞれ記載のとおりであります。

(2) 報告セグメントごとの収益等であります。

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの各事業を各項目ごとに記載するものであります。

続きまして、255ページをお願いいたします。

実施計画の内訳書であります。

初めに、収益的収入及び支出で、収入になります。

1 款下水道事業収益、1 項営業収益、1 目使用料については、前年度実績見込みに対しまして微増としての計上。

2 目その他営業収益手数料については、指定工事店登録の更新及び責任技術者登録更新等の手数料であります。事業負担金については、宮城県環境事業公社からの維持管理負担金であります。

2 項営業外収益、1 目、節の預金利子については、科目設定であります。

2 目の一般会計補助金については、公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽整備事業、それぞれの基準外等の繰入金であります。

3 の長期前受金戻入については、当年度分補助事業の減価償却見合い分の収益化を図るものであります。

4 目その他雑収益については、申請用紙代であります。

256ページをお願いいたします。

支出であります。

1 款下水道事業費用、1 項営業費用、1 目環境費については、公共下水道事業の雨水及び汚水分であります。

主なものについてご説明申し上げます。

報償費については公共下水道雨水施設の清掃の報償費、食糧費については会議用お茶代、印刷製本費につきましては予算決算書及び申請用紙の印刷代等、光熱水費につきましてはマンホールポンプ場の電気料、修繕費についてはマンホールポンプ場、汚水管路等の修繕、通信運搬費は電気料金及び施設管理用通信料など、手数料について

は、下水道使用料取扱手数料及び下水道本管等緊急清掃手数料などであります。保険料は自動車保険料、委託料については消費税申告業務、水道事業への料金計算事務委託、特定事業所及び流域下水道接続点の水質調査委託、施設管理で下水道管渠清掃業務、電気工作物保安管理業務、マンホールポンプ場の清掃業務、公営企業会計適用支援業務などあります。賃借料につきましては積算システム利用料及びポンプ場の制御盤設置用地土地借上料であります。材料につきましてはマンホール等の補修用資材であります。負担金につきましては日本下水道協会負担金、糸繰マンホールポンプ場の維持管理費で、大衡村への負担金などあります。動力費につきましては、マンホールポンプ場の動力料であります。

257ページをお願いいたします。

2目処理施設等費であります。

ここからは、農業集落排水事業の宮床クリーンセンター及び管路マンホールポンプ場の経費であります。

同じく、主なものについてご説明申し上げます。

報償費につきましてはクリーンセンター内及び放流水路の除草等の報償費、光熱水費は宮戸クリーンセンター及びマンホールポンプ場の電気料、修繕料につきましてはクリーンセンターポンプ修繕等、通信運搬費につきましては電話料金及び施設管理用通信料など、手数料については水道事業への使用料取扱手数料、クリーンセンターの機器類及び本館類の緊急点検及び清掃手数料、消防設備点検手数料など、保険料はクリーンセンターの火災保険及び公用車の損害共済分担金、委託料は水道事業への料金算定、メーター検針業務、宮床クリーンセンターの施設管理業務、汚泥処理業務、電気工作物保安管理業務、マンホールポンプ場清掃業務、地方公営企業適用支援業務などあります。負担金につきましてはマンホールポンプ場管理用電波利用料であります。動力費は宮戸クリーンセンターポンプ等の動力料であります。

3目浄化槽費であります。

浄化槽管理に係るものとなります。

主なものについてご説明申し上げます。

修繕費につきましては浄化槽本体、フロア交換修繕等。258ページをお願いいたします。

手数料につきましては水道事業への下水道等使用料取扱手数料、管理浄化槽の法定検査手数料などあります。委託料については浄化槽保守点検、清掃業務、賃借料については研修時の駐車場使用料金、負担金につきましては県合併処理浄化槽普及促進

委員会への負担金であります。

4目総係費につきましては貸倒引当金繰入額、5目利益下水道維持管理負担金につきましては県吉田川流域下水道維持管理負担金、6目減価償却費、有形及び無形固定資産の当年度の償却額、2目営業外費用1目支払利息及び企業債取扱諸費につきましては、企業債償還利子であります。

3項特別損失1目その他特別損失につきましては、貸倒引当金、消費税等でありませ

す。

259ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出になります。

初めに、収入であります。

1款資本的収入1項企業債、節の建設事業債につきましては、公共下水道汚水の単独及び補助事業、雨水の補助事業、合併処理浄化槽整備事業に係るもの、資本費平準化債は公共下水道分、その他企業債につきましては流域下水道建設負担金であります。

2項他会計出資金につきましては、公共下水道の企業債償還金充当分、農業集落排水事業の企業債償還金、元金充当分から分担金を差し引いた額などであります。

3項他会計補助金につきましては、公共下水道汚水の流域下水道等経費臨時措置分、公共普及特別対策経費元金分など、4項国庫補助金は、雨水浸水想定区域図策定業務、工事につきましては、吉岡西部土地区画整理事業に関連します区域外の公共下水道、汚水、雨水の管路整備及び合併処理浄化槽に関わる国庫補助金、5項負担金1目受益者負担金につきましては、公共下水道区域内における負担金、2目受益者分担金につきましては、農業集落排水及び浄化槽事業における分担金であります。

260ページをお願いいたします。

支出になります。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目管きょ費、公共下水道分で、委託料については雨水浸水想定区域図策定業務であります。工事請負費については、単独事業の公共ます設置、補助事業分で吉岡西部土地区画整理事業に関連する区域外の公共下水道、汚水雨水管路布設工事などあります。

2目浄化槽費の工事請負費については、令和3年度から7年度までの5か年計画で、年6基の整備工事費負担金は、吉岡土保田地内下水道区域内における補助金、3目流域下水道建設負担金は、吉田川流域下水道建設負担金、2項企業債償還金につきましては、公共下水道、農集排、浄化槽の企業債償還金であります。

下水道事業会計の予算の説明は以上であります。よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

暫時休憩します。再開は、午後2時20分とします。

午後2時06分 休 憩

午後2時19分 再 開

議 長 （高平聡雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

上下水道課長野田 実君。

上下水道課長 （野田 実君）

続きまして、予算書に関する説明書の261ページをお願いいたします。

議案第40号 令和5年度大和町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

第1条総則であります。

令和5年度大和町水道事業会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第2条業務の予定量でございますが、給水戸数につきましては前年度当初予算戸数及び前年度実績見込みに伴い、微増の1万2,465戸を予定しております。

次に、年間総給水量及び1日平均給水量でありますが、宮城県との基本協定によります予定時給水量としまして1万400立米がございます。その8割が責任数量となります。その責任数量を年間総給水量として303万6,800立米、1日平均給水量につきましては8,320立米といたしております。

第3条資本的収入及び支出の予定額で、収入は水道事業収益の合計額で9億5,071万2,000円。支出につきましては、水道事業費料の合計額で9億3,982万6,000円となり、収支差引き1,088万6,000円の黒字の収支予定額としてございます。

262ページをお願いいたします。

第4条資本的収入及び支出の予定額で、収入は合計額で1億9,196万5,000円、支出は合計額で3億6,518万3,000円の予定でありまして、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億7,321万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填することと

してございます。

第5条企業債であります。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり定めるもの  
あります。

目的として、配水管布設事業、水道施設更新事業、鶴巣落合系送配水管強化事業に  
関わるもので、合計限度額1億7,480万円とするものであります。

起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりであります。

第6条一時借入金、一時借入金の限度額を1億円と定めるものであります。

263ページをお願いいたします。

第7条予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、(1)営業費  
用、(2)営業外費用と定めるものであります。

第8条議会の議決を経なければ流用することができない経費につきましては、職員  
6名分の給与費等で4,701万3,000円と定めるものであります。

第9条他会計からの補助金であります。政策的数量見合い分8,000立米の県受水  
費相当分などや旧簡易水道事業に係ります一般会計からの繰入予定額を8,039万4,000  
円と定めるものであります。

第10条棚卸資産の購入限度額は、2,000万円と定めるものでございます。

第11条重要な資産の取得及び処分でありまして、給水車の購入を行うものでありま  
す。

続きまして、264ページから267ページについては収益的収支及び資本的収支の実施  
計画書、268ページから273ページにつきましては給料手当等の人件費に関する明細で  
あります。

274ページにつきましては債務負担行為で、過年度分の予定額等に関する調書であ  
ります。

275ページをお願いいたします。

令和5年度大和町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書であります。表示は円単  
位であります。1,000円単位でご説明させていただきます。

1 業務活動によるキャッシュフローで、業務活動の実施によります資金の収支や投  
資活動、財務活動以外の収支で合計1億2,430万6,000円、2として投資活動によるキ  
ャッシュフローにつきましては、業務活動の基礎となる工事請負費等及び補助金等の  
収支で合計2億4,075万円のマイナス、3の財務活動によるキャッシュフローについ  
ては、企業債の借入れ及び企業債の償還による収支で、合計1億1,391万4,000円とな

り、資金増減額については3キャッシュフロー合計253万円のマイナスとなり、資金期首残高1億8,215万3,000円で、期末残高は1億7,962万3,000円となるものであります。

276ページをお願いいたします。

令和5年度水道事業予定貸借対照表についてご説明申し上げます。

主な科目ごとの予定額であります。

資産の部の固定資産、配水管や機械施設等の(1)有形固定資産、(2)無形固定資産、それに(3)投資その他資産の合計で67億2,931万円と予定してございます。

277ページをお願いいたします。

流動資産、現金・預金、未収金、貯蔵品で、合計2億2,695万7,000円、資産合計は69億5,626万8,000円と予定してございます。

負債の部は、固定負債の(1)企業債で12億8,656万8,000円を計上しております。

流動負債の(1)企業債、(2)未払金、(3)賞与引当金、(4)その他流動負債の合計額を2億4,538万9,000円と予定しております。

繰延収益の(1)長期前受金、(2)収益化累計額の合計15億4,711万2,000円を合わせました負債合計は30億7,907万円を予定してございます。

278ページをお願いいたします。

資本の部であります。

資本金(1)自己資本金の固有資本金、繰入資本金、組入資本金の合計は32億5,872万8,000円を予定するものでございます。

次に、剰余金であります。

(1)の資本剰余金、工事負担金、他会計負担金、その他資本剰余金の合計額1,771万5,000円とし、(2)の利益剰余金は各積立金及び当年度未処分利益剰余金で合計を6億75万4,000円とし、剰余金合計6億1,845万9,000円を含めた資本合計は38億7,719万7,000円と予定するものでございまして、負債資本の合計額69億5,626万8,000円は277ページの資産合計と同額となるものでございます。

次に、279ページをお願いいたします。

令和4年度水道事業予定貸借対照表でございしますが、令和4年度決算見込みによる期末の予定額であります。

主な科目ごとの予定額ですが、資産の部、固定資産は配水管や機械設備等の有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産の合計で66億1,749万8,000円を予定してございます。

280ページをお願いいたします。

流動資産につきましては、記載の項目で合計2億26万1,000円と予定し、資産の合計を68億1,776万円といたしておるところでございます。

次に、負債の部であります。

固定負債は企業債、流動負債は企業債及び未払金等、5.の繰延収益の(1)長期前受金から(2)の収益化累計額を差し引いた繰延収益合計などで、負債合計29億3,327万6,000円を予定してございます。

281ページをお願いいたします。

資本の部ですが、資本金の自己資本金等各資本金の合計額で32億5,872万8,000円。次に、7.の剰余金、(1)の資本剰余金は工事請負金、他会計補助金等、合計額1,771万5,000円で、(2)の利益剰余金は各種積立金及び当年度未処分利益剰余金で合計額を6億804万円とし、剰余金合計6億2,575万5,000円を含めた資本合計は38億8,448万3,000円で、負債資本の合計は68億1,776万円を予定しているところでございます。

続きまして、282ページをお願いいたします。

令和4年度水道事業予定損益計算書についてであります。

1.の営業収益と2.の営業費用における営業収支におきましては2億737万9,000円の営業損失でございますが、3.の営業外収益と4.の営業外費用における営業外収支においては1,896万1,000円の黒字となります。5.の特別利益、6.の特別損失を合わせました当年度の純利益は1,868万3,000円の予定額としておりまして、これに前年度繰越利益剰余金を加えた当年度未処分利益剰余金は2,301万3,000円を予定しているところでございます。

続きまして、283ページをお願いいたします。

資産の評価基準及び評価方法など重要な会計方針に係る事項について記載した調書となつてございますので、お目通しのほどお願いいたします。

284ページをお願いいたします。

令和5年度水道事業会計予算内訳書についてご説明申し上げます。

初めに、収益的収入及び支出であります。

収入の1款水道事業収益であります。

1項1目給水収益は、戸建て住宅やアパート等の新規需要増の見込みから昨年度当初予算より約1.5%の増加としております。

2目受託工事収益につきましては、吉岡上町信号機更新に伴う配水管移設工事の負

担金であります。

3目給水加入金につきましては新たな給水加入による見込額で、アパート等の口径13ミリを想定しての計上であります。

4目その他の営業収益はメーター受信機、コードカバーなどの材売収益を、手数料は給水工事の設計審査及び回線の手数料等、雑収益は下水道使用料等の徴収業務の受託料並びに消火栓維持管理費等の計上でございます。

次に、2項営業外収益であります。

1目他会計補助金、一般会計補助金につきましては、県からの受水費の政策的基本数量見合い分によるもののほか、旧簡易水道に関わります補助金等であります。

285ページをお願いいたします。

2目受取利息及び配当金については、預金利息及び配当金の予定額であります。

3目開発負担金につきましては、民間アパート等の建築などからの見込額を計上してございます。

4目長期前受金戻入であります、国庫補助金等減価償却見合い分の計上でありませぬ。

5目雑収益は第三者による給配水管の破損修繕費、その他雑収益は放射能検査料に関わる東京電力からの賠償金であります。

次に、支出であります。

主なものとしまして、1款水道事業費用の1項1目浄配水費につきましては、窓口対応等のパートタイム会計年度任用職員の報酬及び職員6名分の給料等の計上。

286ページをお願いいたします。

備消耗品につきましては事務用品、テレメータ記録紙、参考図書購入代、印刷製本費につきましては検針票、納入通知書等の印刷代、通信運搬費は電気料金及び専用回線料金などを、保険料は公用車、建物、機械設備等の基準保険料による計上となっております。委託料につきましてはメーター検針委託、水道料金等コンビニ収納代行業務委託、水質検査委託、水道メーターの検定期間満了による交換業務委託などのほか、給水の開始・中止作業業務の委託料を、動力費は宮床2号ポンプ場ほか7施設の動力電気料であります。薬品費は原水の凝集及び滅菌剤及び受水への追加滅菌剤の薬品などで、修繕費につきましては給排水管の修繕、旧簡易水道施設修繕及び検満メーターの修理費用等であります。受水費につきましては、宮城県大崎広域水道からの受水料金で、前年度当初予算と比べまして約0.9%の増を予定しております。賃借料につきましては工事等設計積算システムの使用料であります。

2目受託工事費につきましては、吉岡上町信号機更新に伴う配水管移設工事であります。

3目の総係費であります。

報酬及び旅費につきましては、上下水道事業審議会委員12名分の報酬及び旅費等あります。

287ページをお願いいたします。

委託料は水道事業庁舎の宿日直業務委託、公課費につきましては公用車自動車重量税であります。報償費につきましては採水協力者への謝礼であります。被服費につきましては職員の作業服代、賃借料につきましては吉田地区の八志田橋水管のNTT施設への添架料でございます。修繕費につきましては水道事業庁舎設備の修繕費用であります。

4目減価償却費につきましては、建物配水管等の建築物、機械及び装置、その他固定資産の令和5年度償却分であります。

5目たな卸資産減耗費、6目はメーター受信機、コードカバー等の購入原価を計上しております。

2項営業外費用となります。

1目は企業債の利息、288ページをお願いいたします。

2目雑支出は第三者による給配水管の破損修繕費を計上しているものでございます。

3目特別損失、過年度損益修正損につきましては、不納欠損等であります。

資本的収入及び支出の収入であります。

1款1項1目企業債は、童子沢水管橋更新工事等実施に伴う借入れで、2項1目出資金は旧簡易水道事業における起債元金に対します水道事業会計の一般会計出資金であります。

3項1目国庫補助金につきましては、難波・金取南施設更新事業に関わります国庫補助事業であります。

続きまして、289ページをお願いいたします。

支出であります。

1款1項建設改良費、1目配水管布設事業費につきましては、配水管布設替事業、童子沢水管橋更新、吉岡西部土地区画整理事業に関連する区域外の配水管整備などを予定しております。

2目水道施設更新事業費、節の管工事費につきましては、水道庁舎で水道施設監視を行っております水道施設中央監視装置の更新を予定しております。節の調査設計費

につきましては、難波・金取南浄配水場の認可変更と更新の実施設計を行うものであります。

3目鶴巢落合系送配水管強化事業につきましては、4年度に続きまして実施するものでございます。

4目営業設備費の量水器費につきましては水道メーターの新設予定分の購入費を、自動車費につきましては給水車の購入であり、完成が令和5年7月頃の予定であります。機械器具費につきましては4年度に引き続きまして三畑・沢渡配水池へ監視カメラを設置するものでございます。

次に、2項1目企業債償還金につきましては、借入元金の支払予定額をお願いするものであります。

水道事業会計予算の説明は以上であります。どうぞよろしく願いいたします。

---

---

### 日程第13「予算特別委員会の設置について」

議長（高平聡雄君）

日程第13、予算特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。

議案第30号から議案第40号までの各種会計予算については、議長を除く全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。

したがって、議案第30号から議案第40号までの各種会計予算については、議長を除く全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

ただいま予算特別委員会が設置されましたので、ここで委員長及び副委員長を選任願います。

委員長、副委員長を選任するため、暫時休憩します。

午後2時41分 休憩

午後2時42分 再開

議 長 (高平聡雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま予算特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、報告いたします。

委員長に千坂博行議員、副委員長に門間浩宇議員が選任されました。

暫時休憩いたします。

午後2時42分 休 憩

午後2時48分 再 開

議 長 (高平聡雄君)

本会議を再開します。

お諮りします。

本日はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は3月6日の午前10時です。

大変お疲れさまでした。

午後2時48分 延 会